					□
整理 番号	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
1 全	股「消防署」は「消防組合」に統一してください。	「消防組合」に統一します。なお、用語集にある消防機関については、外部の消防機関や 不特定の消防機関をさす場合に使用することとします。			消防署
2 全州	災害時における対応については、久喜宮代衛生組合のも う一つの構成市町である久喜市と調整のうえ実施される ことが濃厚であるため、宮代町の意向を十分に反映でき るとは考えにくい。このため、宮代町地域防災計画におけ る久喜宮代衛生組合の位置づけについては、再考しては どうでしょうか。	様のほかに、住民生活にかかわりの深い、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合を位置では、ストースでも、 たまでは、このはない、ストースでも、 たまではについては、このままで進んていません。			久喜宮代衛生組合
3 全组	上水道、下水道、他の公共施設の区分がわかりずらいた 設め、上水道・下水道関係はまちづくり建設班と区別してく ださい。	担当課については、災害時に各班を指揮する本部員(課長)の区分に応じて区別しています。また、担当名としないことで、課内でスタッフの調整もできると考えているところです。ご不便をおかけしますが、ご理解ください。			まちづくり建設課
4 全组		担当課については、災害時に各班を指揮する本部員(課長)の区分に応じて区別していま す。また、担当名としないことで、課内でスタッフの調整もできると考えているところです。ご 不便をおかけしますが、ご理解ください。			町民生活課
5 全州	事務局について、事務局は○○課△△担当と明記したたが良いのではないでしょうか。また、災害時に、町民生活 腹撲生活安全担当が事務局になるのであれば、町民生活 班の業務は、地域振興担当と生活安全担当で行うので しょうか。	事務局については、災害対策本部設置後、県や関係機関との総合調整や本部の事務業 務を行う部門を指し、町民生活課生活安全担当が担当します。また、町民生活班の業務に ついては、お見込みのとおりです。			町民生活課
6	4 イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
7	6 イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
8	「久喜インターから町の中心部まで約7.5km~」とありますが、町の地勢から3つのインターの利用が可能であり、 すが、町の地勢から3つのインターの利用が可能であり、 ヤール部からは幸手インターと適田スマートインターの方か 近いと思います。幸年インターと適田スマートインターも追加した方が良いと思います。	「見直し案のとおり修正します。	1 町の位置 宮代町は〜分けられていたところである。 また、町内には〜平成27年3月に開通した首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央 道という。)は町内を横断し、圏央道が接続する東北自動車道の久喜インターチェ ンジから町中心部まで約7.5kmの位置にある。	1 町の位置 宮代町は〜分けられていたところである。 また、町内には〜平成27年3月に開通した首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央 道」という。)が町内を横断し、圏央道が接続する東北自動車道の久喜インターチェ ンジから役場庁舎までは9、1km、蓮田スマートインターチェンジからは9.5km、圏 央道幸手インターチェンジからは8.0kmの位置にある。	税務課
9	7 町の位置の文章中、北部に隣接する市町には幸手市も 含まれるのではないでしょうか。	幸手市は接しておりませんので、修正は致しません。			住民課
10	1 町の位置にある「古利根川」について、他の箇所では 7 大落古利根川となっていることから、「大落古利根川(おおおとしふるとねがわ)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
11	9 (表1-3)人口の推移と(表1-4)年齢別人口構成比について、人口の総数が一致していない箇所があります。	(表1-3)人口の推移については、年齢不詳の方も含めた数値となっていますが、(表1-4)年齢別人口構成比については、年齢不詳の方は計上していません。このため、両表については、人口の総数は一致していません。なお、一部の数値に誤りがったことから、そちらについては修正します。			議会事務局
12 1	11 町人口が国政調査の数値と異なっています。	(表1-3>人口の推移は「年齢不詳」を加えた人数となっており、〈表1-4>年齢別人口構成比は「年齢不詳」を除いた人数となっていることから一致していないものです。なお、一部数値に誤りがあったことから、ご指摘のとおり修正します。			_
13 1	〈表1-8〉人口集中地区(DID)の人口及び面積の本文について、〈表1-7〉県内外15歳以上就業者・15歳以上通学3 者流出流入人口生わかせで「人口集中地区(DID)の人口についてみてみると」から「人口集中地区(DID)の人口を見ると」にした方が良いと思います。				まちづくり建設課
14 1	〈表1-8〉人口集中地区(DID)の人口及び面積について、 人口集中地区(DID)の人口が減少しているが、道仏区画 3 整理事業の影響もあり、人口は増加してきている。次回 の国勢調査まで減少となってしまうので、人口が増えてい ることも触れた方が良いと思います。		次に人口集中地区(DID)の人口についてみてみると、1-8のとおりである。人口集中地域における人口は昭和45年から平成7年まで一貫して増加してきたものの、平成12年には逆に683人の減少となっており、平成27年はさらに減少となっている。また、人口密度については、これより早(ビークを迎え、昭和60年の7,607人を境に以降減少しており、人口密集が徐々に緩和されていることが伺える。	次に、人口集中地区(DID)の人口を見ると、表1-8のとおりである。人口集中地区(DID)の人口は、昭和45年から平成7年まで一貫して増加してきたものの、平成12年から源少傾向となっていたが、近年では道仏土地区画整理事業の影響もあり、人口増加してきている。また、人口密度については、これより早くピークを迎え、昭和60年以降減少していることから、人口密度が徐々に緩和されていることが伺える。	まちづくり建設課
15 1	〈表1-13〉想定地震一覧について、表題部にマグニ 7 チュード(M)が表記されているので、各列にあるMの表記 は必要ないのではないでしょうか。	見直し来のとおり修正します。	〈表1−13〉想定地震一覧 想定マグニチュード(M)	〈表1-13〉想定地震一覧 想定マグニチュード	産業観光課
16 2	8 1週間後の避難者数がページによって異なっています。 - P18(表1-14)宮代町の地震被害想定では310人、P21 21表1-15)町の減災目標(地域目標)では390人(半減な ので195人)、P79<表2-3>災害時必要給水量試算表で 9 は780人。	ご指摘を踏まえ、避難者数については、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告 書の数値を元に記載することとします。			_
17 2	「町内では最大で8m程度の浸水が想定されている」とあ 20 るが事実でしょうか。これだと町内全域浸水、町内で最も 高い地区でも3m程度の浸水となります。			町内の宅地部分の最大浸水深は、3.6m程度となっている(町内全域での最大浸水深は、県道85号線のアンダーバスの地点で約9.3m)。	_
18 2	2 風水害において、荒川水系洪水浸水想定(平成28年 207月)とあわせて利根川洪水浸水想定(平成29年7月)を 追加してください。				県土整備事務所
		0.			

整理	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
番号	루		プロ 79年 * Xỷ M込	以前未	九旦し未	具印名
1	19 2 1	滅災目標の元となる被害想定は、どこにあるのでしょうか。(P18?) 死者数は1人滅らし0人とするのではないのでしょうか。	P18にある〈表1-14〉宮代町の地震被害想定が滅災目標の元となっています。なお、死者数については、お見込みのとおりです。			_
2	20 21	〈表1-15〉町の滅災目標の滅災目標に「1人滅らす」や 「26人滅らす」等があるが、比較がわからないので、「災害による死者をな〈す」や「負傷者を半滅する」にした方がわかりやすいのではないでしょうか。	比較ができるよう平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の数値を追加します。			税務課
2	21 21	〈表1-15〉町の減災目標(地域目標)にある減災目標に おいて、「死者数を1人減らす」とありますが、これだけで は、減らす理由がわかりにくいと思います。	見直し案のとおり修正します。	・死者数を1人減らす。	・死者数(1人)を0人とする。	議会事務局
2	22 21	〈表1-15〉町の減災目標(地域目標)にある目標を達成 するための対策や項目において、すでに自主防災組織は 組織率が100%となっているので、自主防災組織の結成 ではなく、自主防災組織における活動の強化等に修正し た方が良いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			議会事務局
2	23 23	第3節 事業者の責務「住民の責務」を「住民等の責務」 に改めてください。	ご指摘のとおり修正します。 ※自主防災組織に関する記述があるため。			税務課
2	25 24 ~ 34	第5章防災機関の処理すべき業務の大綱において、久喜 宮代衛生組合は町の一部門と考えているためか、位置づ けがされていません。久喜宮代衛生組合の位置づけにつ いて、再考してください。	久喜宮代衛生組合の構成団体である久喜市の久喜市地域防災計画では、久喜宮代衛生組合を、指定公共機関及び指定地方公共機関として位置づけていることから、久喜市と足並みを揃え、見直し楽のとおり修正します。	※位置づけなし	第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 災害時に発生する一般廃棄物(ごみ)の処理に関すること 2 災害時に発生する災害廃棄物(がれき)の処理に関すること 3 災害時に発生する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の処理に関すること	久喜宮代衛生組合
2	25 2 6	「第3節 埼玉県(埼玉県の機関を含む)」に「埼玉東部消防組合」が入っているので、見出しについては一考すべきだと思います。	埼玉県の機関に含まれないことから、自衛隊同様、個別に表を設けるものとします。			_
2	26 26	杉戸県土整備事務所の業務大綱にある「3 水こう門及 び浄水機場等」は、施設がないので削除してください。	見直し率のとおり修正します。なお、6 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理について、応急仮設住宅の設置は埼玉県住宅課が、被災住宅の応急修理は市町村の事務となっていたので、あわせて削除しています。	1 降水量及び水位等の観測通報 2 洪水予報及び水防警報の受理、並びに通報 3 水こう門及び浄水機場等 4 水防管理団体等との連絡指導 5 県所管の河川、道路及び橋梁等の災害状況調査、並びに応急修理 6 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理	1 降水量及び水位等の観測通報 2 洪水予報及び水防警報の受理、並びに通報 3 水防管団体等との連絡指導 4 県所管の河川、道路及び橋梁等の災害状況調査、並びに応急修理	県土整備事務所
2	27 26	杉戸県土整備事務所の業務大網にある「6 応急仮設住 宅の設置及び被災住宅の応急修理」について、埼玉県越 谷建築安全センターの業務であれば杉戸県土整備事務 所の業務から削除してください。	埼玉県越谷建築安全センターに確認した結果、「応急仮設住宅の設置」は埼玉県住宅課が、「被災住宅の応急修理」については、災害救助法において、市町村の事務となっているとのことでしたので、「応急仮設住宅の設置」については、杉と県土整備事務所から埼玉県の事務に「被災住宅の応急修理」については町の事務(まちづくり建設班:23 危険物に対する応急処置)として振り替えます。			県土整備事務所
2	26 28 • 27	第5章防災機関の処理すべき業務の大綱の第2節埼玉 県、埼玉県の機関を含む)に一部事務組合の埼玉東部消 防組合が位置づけられているため、久喜宮代衛生組合に ついても同様に位置づけをしてください。	久喜市地域防災計画を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	※位置づけなし	第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 災害時に発生する一般廃棄物(ごみ)の処理に関すること 2 災害時に発生する災害廃棄物(がれき)の処理に関すること 3 災害時に発生する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の処理に関すること	久喜宮代衛生組合
2	29 32	第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関にある東京電力株式会社春日部支社については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社に修正してください。		東京電力株式会社春日部支社	東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力
:	30 32	東京電力株式会社春日部支社の業務大綱にある「2 災害発生時の無線による連絡」は削除してください。	見直し楽のとおり修正します。	1 災害発生時における電力供給 2 災害発生時の無線による連絡 3 被災施設の応急対策及び災害復旧	1 災害発生時における電力供給 2 被災施設の応急対策及び災害復旧	東京電力
;	31 33	第6節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に ある宮代町赤十字奉仕団の業務について、以下のとおり 修正してください。 1 炊き出し 2 物資配布 3 避難所作業 ※これ以外の業務は赤十字社全体での業務となり、宮代 町赤十字奉仕団では1~3が妥当です。	見直し案のとおり修正します。	1 炊き出し 2 物資配給 3 避難所作業 4 血液及び緊急物資の輸送 5 安否調査 6 通信連絡 7 義援金品の募集・配分	1 炊き出し 2 物資配布 3 避難所作業	赤十字奉仕団
:	32 43	6 避難訓練の実施の「防火管理者 学校、病院、工場、 事業所、興行場、百貨店その他の〜」について、存在する 施設のみを書くべきではないでしょうか。(興行場と百貨 店は削除)	ご指摘のとおり修正します。			_

整理 番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し来	質問者
33	46	(6) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを 行うことができるための通知又は警告の配慮で「高齢者 や障がい者必要とする情報を選んで流すこと」を「高齢者や障がい者が必要とする情報を選んで流すこと」にした 方が良いと思います。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
34	46	(6) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを 行うことができるための通知又は警告の配慮の本文に 「その発令及び伝達に当たっては」とありますが、健康介 護課で除法伝達は行っても、発令は行わないので、「伝達 にあたっては」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
35	47	3 避難行動要支援者個別計画の策定において、町が個別計画を策定することになっていますが、個別計画の策定については自主防災組織に依頼していることから、修正をお願いします。	見直し案のとおり修正します。	3 避難行動要支援者個別計画の策定 町は、災害時の避難行動支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実 情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個々の避難行動要支援者と具体的な打ち合 わせを行いながら、個別計画で策定する。 個別計画では、名簿情報に加え、災害時に避難行動を行う者、避難行動支援を行 うたっての留意点、避難行動支援の方法や緊急避難場所や避難所、避難経 路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を、避難行動要支援者から聞き取りをし ながら記載するものとする。	の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個々の避難行動要支援者と具体 的な打ち合わせを行い、町と協力しながら、個別計画を策定する。 個別計画では、名簿情報に加え、災害時に避難行動を行う者、避難行動支援を行 うにあたっての留意点、避難行動支援の方法や緊急避難場所や避難所、避難経	健康介護課
36	40	3 避難所における支援体制の確立において、避難所運営班の担当セクションとあるが、どこの担当が行うのかを明確にした方が良いと思います。また、担当は要配慮者を担当している部署がいいと思います。	見直し案のとおり修正します。	担当セクションが中心となって関係協力機関や自主防災組織を中心とした(仮称)要 配慮者班を設けることで、要配慮者からの要望の受付や要配慮者への情報の伝 達、支援物質の提供等について対応することとする。	3 避難所における支援体制の確立 近年の災害事例により、避難所において要配慮者は、必要な支援の相談がしにく く、また自治体の対応も充分でないことが指摘されていることから、避難所の運営を 担当する福祉課、健康介護課及び教育推進課が関係機関や自主防災組織と協力し て、要配慮者からの要望を受付るとともに、要配慮者への情報の伝達、支援物資の 提供等についても対応することとする。 また、一般の指定避難所のほかに、必要に応じて、要配慮者のために福祉避難所 を設置するものとする。	教育推進課
37		7 社会福祉施設入居者等の安全確保の(6)自営水防団 の設置について、自営水防団とは何かといった説明が必 要だと思います。	ご指摘を踏まえて用語集に追加します。			議会事務局
38	50	1 外国人の所在の把握において、宮代町に居住する未 登録外国人について、住民登録を促すとともに、外国人 の人数や所在の把握に努めるとなっていますが、住民課 には未登録外国人を把握に努する方法がありません。また、 外国人の住民登録には条件もあり、すべての人が登録し なければならないというわけではありません。	見直し来のとおり修正します。	1 外国人の所在の把握 災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、宮代 町害居住する未登録外国人について住民登録を促し、もって、外国人の人数や所在 の把握に努める。	1 外国人の所在の把握 災害時における外国人の安否確認等については、住民登録に基づき行うものとする。	住民課
39		3 防災知識の普及・意識の啓発について、総務課では 外国人雇用事業所は把握していないとともに、町独自の パンフレットの作成や外国人向けの防災学習会の開催は 現状では困難であるため、以下の通り修正してください。 日本語が不慣れな外国人に対して外国語による防災に 関するパンフレットを外国人の交流会等、様々な機会を通 じて配布することで知識の普及を図る。	ご指摘を踏まえて修正します。	し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な機会や期間を通じて配布することで、知識の普及を図るとともに、防災に関する学習会等を開催して防災に関する意識の普及啓発に努める。 また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用し、生	3 防災知識の普及・意識の啓発 日本語が不慣れな外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを、外 国人の交流会等、様々な機会を通じて配布することで知識の普及を図る。 よの、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用し、生 活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について外国語による情報提 供を行う。	総務課
40		4 防災訓練への参加奨励にある「国際交流の交流会 等」を「国際交流等の機会」へ、「避難訓練等」を「防災訓 練等」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課
41		5 通駅・翻訳ボランティアの確保にある教育関係機関に ついて、具体的に示した方が良いのではないでしょうか。	見直し案のとおり修正します。なお、具体的には、東部教育事務所(整備に当たっての先進 地に関する情報の収集)や公益財団法人埼玉県国際交流協会(必要時における通訳の派 進)を想定しています。	外国人が~整備に努めていく。また、整備に当たっては、ボランティア団体や教育関 係機関との連携も図っていくものとする。	外国人が~整備に努めていく。また、整備にあたっては、ボランティア団体、東部教育事務所や公益財団法人埼玉県国際交流協会との連携も図っていくものとする。	教育推進課
42	31	6 在日・訪日外国人への情報伝達について、訪日外国 人に関する情報の確保は困難であるため、以下の通り修 正してぐださい。 町内に生活基盤を持つ在日外国人に対して、避難生活や 生活再建に関する情報の伝達の環境整備に努めるもの とする。	ご指摘を踏まえて修正します。	6 在日・訪日外国人への情報伝達 被災後、町内に生活基盤を移し、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする 在日外国人、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性 や情報ニーズが異なることから、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境 の整備に努めるものとする。	町内に生活基盤を持つ在日外国人に対して、避難生活や生活再建に関する情報	総務課
43		2 町独自のボランティア制度の検討について、ボランティ アセンターの設置・運営に関する支援は福祉課の役割と 考えていますが、制度作りまでは福祉課がかかわるもの ではないと思います。このため、福祉課は削除してくださ い。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課

						資料1
整理 番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
4-	53	〈図2-1〉宮代町災害ボランティアセンター設置イメージ図において、社協が派遣するボランティアの業務に「救出・救護支援」と「災害復旧支援」があるが、これらの業務は一般のボランティアを対象とする災害ボランティアセンターでは担えない部分があると思います。これらの業務については、専門職的なボランティアにお願いしてください。	ご指摘を踏まえて、これらの業務は削除します。			社会福祉協議会
4:		5 ボランティアコーディネーターの養成について、ボランティアセンターの設置・運営に関する支援は福祉課の役割と考えていますが、ボランティアコーディネーターの養成までは福祉課がかかわるものではないと思います。このため、福祉課は削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
44	56	4 災害時応援協定の充実・強化に(2)事業者・団体との 協定があるが、現在担当課が総務課、町民生活課、まち づくり建設課の3課になっています。協定については、 様々な課が協定を締結しているので資料 - 19災害時にお ける相互応援又は協力に関する協定書・協定機関一覧 表で協定を締結している課(住民課、健康介護課、産業 観光課)も担当課とすべきと思いますがいかがでしょう か。	見直し案のとおり修正します。	4 災害時応援協定の充実・強化 【総務課、町民生活課、まちづくり建設課】	4 災害時応援協定の充実・強化 【住民課、町民生活課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課】	町民生活課
4	57	5 災害時の問い合わせ応対に係る体制の整備について、税務課は、災害発生後に速やかに情報収集体制確保が求められるため、初動期の業務が割り当てられていない(住民窓口を持っていない)課が対応するように変更してください。	見直し率のとおり修正します。 ※総務班の「6 被災者からの要望・相談の受付」の中で対応いただく予定です。	5 災害時の問い合わせ応対に係る体制の整備 【総務課、税務課、町民生活課】	5 災害時の問い合わせ応対に係る体制の整備 【総務課】	税務課
4	57 ~ 59	6 情報通信手段の充実にある(1)災害時優先電話の配備の推進から(8)各種通信設備の使用マニュアルの整備までは町民生活課が実施する内容であるため、担当課は「町民生活課のみになるのではないでしょうか。このため、改訂案を修正した場合には、実施目標も修正するということでよろしいでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	6 情報通信手段の充実 【総務課、町民生活課、消防署】	6 情報通信手段の充実 【町民生活課】	町民生活課
4!	59	7 職員の防災能力の向上について、職員自らが防災用 備品等を事前に準備(常備)することを位置づけた方が良 いのではないでしょうか。発災直後に速やかに対応できる ように、作業服、長新(運動靴) 手袋、雨具その他必要な 装備を平所的から役場内に常備する必要があると思います。 革靴やヒールでは救援作業ができませんし、住民の 目もあります。	ご指摘を踏まえ、P128「5 班員参集に当たっての心得 (3)参集者の服装及び携行品」を 見直し案のとおり修正します。	5 班員参集に当たっての心得 (3)各班員は〜必要な用具を携行する。	5 班員参集に当たっての心得 (3)各班員は一必要な用具を携行する。 なお、これらの用具は発災後速やかに行動できるよう勤務先に備えておくものとする。	稅務課
50	59	7 職員の防災力の向上にある職員を対象とした研修や 訓練は町民生活課が主幹となって行った方が良いと思い ます、研修の実施にあたっては、一般的な防災研修のほか、 設難所の設営研修(静岡県作成のHAG研修等)や災 害時委の具体的な動きが想定できるような研修が必要に なると思います。	研修の主管については、ご指摘どおり町民生活課です。ただ、研修の受講対象が全職員となるため、担当課欄は各課としたところです。			町民生活課
5	60	(3) 災害対応マニュアルの見直しに、「平成20年度にそれぞれの課の立場に応じた個別の災害対応マニュアルを策定した」となっていますが、環境に関するマニュアルを目にしたことがありません。	町民生活課で「宮代町災害対応マニュアル」を保管しています。環境に関するものについては、環境推進班のページをご確認ください。			町民生活課
5:	63	業務継続計画の担当は、なぜこの4課なのでしょうか。主 担当である総務課又は全課とすべきだと思います。	業務継続計画の担当課については、総務課及び町民生活課に修正させていただきます。			企画財政課
5:	63	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用 【総務課、企画財政課、町民生活 課、産業観光課】	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と連用 【総務課、町民生活課】	産業観光課
54	63	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用について、担 当課が総務課と町民生活課であるため、実施目標の「20 町役場の初動体制の整備」と「31 企業の再建」につい て、担当課を総務課と町民生活課の2課に統一した方が いいと思いますがいかがでしょうか。(20は総務課のみ、 31は総務課と町民生活課となっています。)	見直し案のとおり修正します。	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用 【総務課、企画財政課、町民生活課、産業観光課】	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用 【総務課、町民生活課】	町民生活課
5	63	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用にある定期的な図上訓練の実施がありますが、実施が困難であるので「定期的に図上訓練を実施するとともに」を削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課

			地域防災計画。	女訂案に対する質問事項への回答等		資料1
整理番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
5	6 63	11 応急対応、復旧復興のための人材の確保において、 活用する退職者の中に、「(自衛隊等の国の機関の退職 者)」とありますが、総務課では国等の機関の退職者につ いて、人材の確保に関する情報を持っていないので、 「(自衛隊等の国の機関の退職者)」を削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課
5	7 63	12 人的・物的支援の受入れ体制(応援・受援体制)の構築について、担当課が総務課と町民生活課になっていますが、応援・受援体制については、町民生活課が担当になると思いますので、実施目標にあわせて総務課は削除した方が良いと思いますがいかがでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	12 人的・物的支援の受入れ体制(応援・受援体制)の構築 【総務課、町民生活課】	12 人的・物的支援の受入れ体制(応援・受援体制)の構築 【町民生活課】	町民生活課
5	B 6 5		ご指摘のとおり修正します。あわせて、P20の「今後は、町は、洪水ハザードマップの見直し も検討していく必要がある。」についても、「見直しを行う。」とします。			_
5	9 66	1 災害情報の収集・伝達体制の整備において、情報収集班を税務班に統一すること及び課・班名の整理の観点から、以下のように修正してください。 (1)人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備税務課は、災害時における人的被害・建物被害の情報が円滑かつ効率的に実施できるように、情報収集体制の確保に努めるものとする。 また、各課は税務課に積極的に協力するものとする。 なお、すべての職員は、発災時に適切に行動できるよう、平常時から町内の状況等を常に意識して業務に当たるものとする。	見直し案のとおり修正します。	(1)人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備 災害時における人的被害・建物被害の情報については、各班や情報収集班が収 集したものを税務班(情報収集班が取りまとめる。また、人的被害や建物被害については、時間の経過とともに変化することが考えられるため、1度の調査では済まないことが予想される。そのため、情報収集班の班員については、より地域の事情に構通した班員の方が適任であるため、町内在住職員の中から、緊急時に備えて最低9名以上をあらかあじめ定めておくこととする。 なお、各課における事務の分担については、別に定めてある災害時職員対応マニュアル(第2編 第3章 第1節 7(4)職員の初動活動マニュアル・各専門活動マニュアルの見直し参照)に基づき行うものとする。	(1)人的被害・建物被害に関する情報収集体制の整備 税務課は、災害時における人的被害・建物被害の情報が円滑かつ効率的に実施で きるように、情報収集体制の確保に努めるものとする。また、各課は税務課に積極 的に協力するものとする。なお、すべての職員は、発災時に適切に行動できるよう、 平常時から町内の状況等を常に意識して業務に当たるものとする。	税務課
6	D 66	1 災害情報の収集・伝達体制の整備について、P119の 事務分掌から住民課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 災害情報の収集・伝達体制の整備 【住民課、税務課、町民生活課、福祉課、 健康介護課】	1 災害情報の収集・伝達体制の整備 【税務課、町民生活課、福祉課、健康介護課】	住民課
6	1 66		見直し案のとおり修正します。 なお、福祉課及び健康介護課に作成をお願いしている情報伝達マニュアルについては、避 難行動要支援者を対象としたものです。このため、避難行動要支援者からの情報を収集や 避難行動要支援者への情報の伝達については、避難行動要支援者名簿の提供をしている 健康介護課や民生委員を所管している福祉課で自主防災組織と調整のうえ、マニュアルを 作成していただきたいと思います。	ら被害情報等の収集・伝達マニュアルを整備しておく。 また、健康介護課と福祉課は、町民生活課と協力し、避難行動要支援者の避難支 援に関し、関係機関との連携、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する	(2)被害情報の収集・伝達マニュアルの作成 税務課長は、町民生活課と協力して、発災時に迅速かつ的確に人的被害や建物 被害について情報収集活動が行えるよう、平常時から被害情報等の収集・伝達マニュアルを整備しておく。 また、健康介護課と福祉課は、避難行動要支援者の避難支援に関し、関係機関と の連携・情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の共有化を図ると ともに、適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、 避難支援プランを策定するための情報伝達マニュアルを自主防災組織と協力して作成するものとする。	健康介護課
6.	2 67	2 消防活動体制の整備(2)消防団の活性化と育成について、有利な地方債の活用のため、「計画的な実施」を追加してください。	見直し楽のとおり修正します。	知)を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図る。また、広報紙やホームページを活用して、女性や大学生の入団促進の働きかけを幅広い層に行うとともに、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進め、6分団制の維持に努める。 消防水利については、消火栓が使用不能となった場合に代理水利の確保に努め	て、消防組合や消防団との協議のうえ、消防団活性化総合計画(昭和63年2月29 日消防第60号消防庁長官通知)を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携によ る消防団のイメージアップを図る。また、広報紙やホームページを活用して、女性や	企画財政課
6	3 69	(1)避難計画等の策定の①避難計画の作成に「避難組 織の確立に努める」とありますが、自主防災組織の他に 避難組織を設けるのか、自主防災組織内に設けるのか がわかりにくいと思います。	見直し楽のとおり修正します。	会等を通じて、避難組織の確立に努める。 また、避難行動要支援者の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿や個別	(1) 避難計画等の策定 ①避難計画の作成 町は、以下に示す内容を避難計画に定め、自治会が作成する個別計画に避難組 織の設立を求めるものとする。 また、避難行動要支援者の円滑な避難を支援するため、避難行動要支援者名簿 を作成するとともに、福祉避難所を指定する。	まちづくり建設課
6	4 70	④私立学校の退避計画がありますが、町内に私立の学校はありません。	現在、児童・生徒が通う私立学校はないことから、ご指摘を踏まえて削除することとします。			教育推進課
6	5 70		要配慮者施設については、障がい者や高齢者といった社会的な弱者を対象とした施設であるため、迅速な避難の確保が必要であると考えられることから、地域防災計画へ施設を掲載する必要があると考えています。なお、施設に対する避難計画の作成の指導や定期的な確認については、施設を把握している担当課で実施していただくべきと考えています。両民生活課では、10月から運用を開始した地上デジタル放送や今見直しを予定している各種ハザードマップ等により、要配慮者施設の方に災害に関する情報の提供を実施していきたいと考えています。			健康介護課

			地域防災計画	牧訂案に対する質問事項への回答等		資料1
整理番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
6	70	宮代町のようなコンパクトな市街化においては、延焼から 遂れるための「広域避難所の確保」は必要ないのではな いでしょうか。そもそも、延焼の可能性の高い密集市街地 はどこでしょうか。	広域避難所の確保については、削除する方向で修正させていただきます。 なお、延焼の可能性の高い密集市街地については、東武動物公園駅東口を想定していま す。			-
6	7 7 1	③避難路の確保の「広域避難場所を指定した町は、〜」 について、広域避難場所の記述を削除し、指定避難所へ の避難路の確保について述べるように全体の記述を変え てはどうでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。	広域避難場所を指定した町は、状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。	町は、状況に応じ、次の基準で避難路を選定し、確保するよう努めるものとする。	_
6	8 74	8 帰宅困難者対策について、説明の内容からまちづくり 建設課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	8 帰宅困難者対策 【町民生活課、まちづくり建設課】	8 帰宅困難者対策 【町民生活課】	町民生活課
6	9 74	8 帰宅困難者対策について、説明の内容からまちづくり 建設課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	8 帰宅困難者対策 【町民生活課、まちづくり建設課】	8 帰宅困難者対策 【町民生活課】	まちづくり建設課
7	0 78	2 避難所運営体制の整備について、説明の内容から総務課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 避難所運営体制の整備 【総務課、町民生活課、福祉課、健康介護課、教育推進課】	2 避難所運営体制の整備 【町民生活課、福祉課、健康介護課、教育推進課】	町民生活課
7	1 79		〈表2-3〉災害時必要給水試算験表では、平成24・25年度の埼玉県地震被害想定調査 にある避難者数(避難所避難者と避難所外避難者)をもとに作成しているため、修正の予 定はありません。			_
7	2 79	(3)福祉避難所又は福祉避難室の選定について、宮代 町ではすでに福祉避難所を選定しています。また、福祉 避難室はないので福祉避難室の文言を削除してくださ い。	見直し案のとおり修正します。	(3) 福祉避難所又は福祉避難室の選定 発災直後、住民は、指定緊急避難場所から指定避難所に避難することになるが、 介護等の特別な配慮を要する要配慮者については、指定避難所での対応が困難と なるおそれがあるため、必要に応じて福祉避難所又は福祉支援室を開設し、対応に 当たることになる。 そのため、災害時に迅速な対応ができるよう、福祉課及び健康介護関は、あらかじ め町民生活課と協議の方、福祉避難所又は福祉支援室を選定するとともに、福祉 避難所又は福祉支援室となる施設の管理者に災害時の避難所運営について協力 するものとする。		町民生活課
7	3 80	3 給水体制の整備の(1)給水量の確保にある「表-1」を 「表2-3」に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	(1) 絵水量の確保 町が保有している水道水貯水施設の能力及び応急給水能力は表2-4及び表2- 5のとおりである。 これによれば、飲料水兼耐震貯水槽のみの容量で220tあるので、表-1からすれ ば、最大想定避難民の生命維持に必要な10日分を、大きく上回る給水量は現在に おいても確保しているところである。		まちづくり建設課
7	4 80	(2)給水用資機材の整備において、自力で給水可能な給水車を活用した方が災害の際に活躍できるので、「給水タンク、ウォーターバルーン」だけでなく、「給水車」を追加してください。	見直し案のとおり修正します。	(2) 給水用資機材の整備 まちづくり建設課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水タンク、 ウォーターバルーン、給水容器類(給水配水袋、給水ポリ袋容器)等について整備・ 充実を図る(注1)ものとする。	(2)給水用資機材の整備 まちづくり建設課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水タンク、 ウォーターバルーン、給水車、給水容器類(給水配水袋、給水ポリ袋容器)等につい て整備・充実を図る(注1)ものとする。	まちづくり建設課
7	5 80	(3) 応急復旧に備えた水道工事業者との協定の締結については、すでに協定を締結していることから削除してください。	ご指摘を踏まえて本文を削除します。			まちづくり建設課
7	6 81	(3)民間井戸の活用体制の整備の①について、町では井戸水の水質調査は実施してないので、削除してください。	見直し楽のとおり修正します。	①現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの ②震災時に付近の住民が使用しやすい場所にあること また、選定した井戸については、次の対策を講じていく。	(3)民間井戸の活用体制の整備 大規模な地震が発生した場合は、水道管の破損により断水の可能性があり、危機 管理の一環として、代替手段を確保しておく必要がある。そこで、現に有効に活用さ れている民間所有者の井戸を震災時に活用するため、次の基準を満たしたものにつ いては「震災対策用井戸」として指定することで、いざというときに使用可能な体制を 登えておく。 〈震災対策用井戸選定基準〉 ①現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの ②震災時に付近の住民が使用しやすい場所にあること	まちづくり建設課
7	82 7 - 83	〈表2-7>災害時食料備蓄計算表(町分、平成19年度調査)と表2-8>災害時食料備蓄計算表(町分、平成24・2 5年度調査)の違いは何ですか。 また、表2-8>の備蓄食料については、780人を対象に 計算するのではなく、避難する6、492人を対象に考える 〈きではないでしょうか。	平成24・25年度に備蓄数を再計算したところ、平成19年度の備蓄数を下回りました。しかし、備蓄計算以上の避難者が発生する恐れがあるため、今まで同様の備蓄を進めるための根拠として平成19年度の備蓄計算表<表2-7ンを掲載したものです。これにより、備蓄食料数の対象者については、(表2-3)災害時必要給水試算験表に基づき掲載しているため、修正の予定はありません。			-

						資料1
整理 番号	頁	質問	見解•対応	改訂案	見直し案	質問者
78	85	7 防災用資機材の備蓄について、説明の内容から産業 観光課は該当しないと思います。	(1)食料及び生活関連物資の供給体制の整備において、食料や生活物資を確保するための協定について、産業観光課で締結していることから、備蓄を担当している町民生活課とあわせて産業観光課も掲載しているところです。また引き続き、食料確保等の協定について、今後もさまざまな団体と協定の締結を進めていただく必要もあるため、このまま産業観光課も掲載させていただきます。			産業観光課
79	85	7 防災用資機材の備蓄について、説明の内容から企画 財政課は該当しないと思います。	企画財政課に物資の調達等の業務を行っていただくにあたり、調達先からの輸送方法や 輸送先の物資拠点等を定めた調達計画を策定していただくことを踏まえ、町民生活課、産 業観光課とあわせて企画財政課も掲載しているところです。このため、このまま企画財政課 も掲載させていただきます。			企画財政課
80	86	8 遺体の処理、埋・火葬の体制整備について、遺体の処理の記載はありますが、埋・火葬についての記載がありません。メモリアル利根は、本来町が行うべき業務である斎様業務を入着をして処理しているので、主体的に災害対応業務に対応できるよう町内部の課の一つとして扱った方が良いのではないでしょうか。	8 遺体の処理、埋・火葬の体制整備について、ご指摘のあった埋・火葬の体制はすでに整っていますので、表題を「8 遺体の処理体制の整備」に修正させていただきます。参考までに、埋・火葬の方法については第3章第1部第13章第4節の遺体の埋・火葬(P237)をご覧ください。なお、メモリアル利根については、遺体の火葬といった業務の内容から主体的に対応することは困難であると思います。			町民生活課
81	86	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備について、 説明の内容から健康介護課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備 【町民生活課、健康介護課、まちづくり建設課、久喜宮代衛生組合】	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備 【町民生活課、まちづくり建設 課、久喜宮代衛生組合】	町民生活課
82	86 · 228 · 229 · 230 · 231 · 299 · 359	担当課の中に、久喜宮代衛生組合が入っているので、位 置づけを再考してください。	今回の地域防災委計画の改訂にあたっては、現状の組織体制を踏まえるとともに、住民に もわかりやすい計画になるよう修正を行っているいます。また、久喜市地域防災計画でも、 久喜宮代衛生組合が担当課として位置づけられていることから、宮代町地域防災計画につ いても、久喜市同様、担当課として、位置づけたいと考えています。 ※震災対策編 第1章 震災予防計画 第15生活環境の整備対策に位置づけあり。			久喜宮代衛生組合
83		適切に処理できる体制を確立するとありますが、協定の	平成35年度に予定されている新炉の稼働により、現在、久喜宮代衛生組合で行われているし尿及び廃棄物等の収集・処理体制に変更が生じるおそれがあることから、継続して業務を実施していただけるよう協定の締結を実施するとしたものです。			久喜宮代衛生組合
84		「災害時における業務運営マニュアル」のことでしょうか。	災害時における廃棄物の収集や処分については、久喜宮代衛生組合にお願いすることに なります。災害対応を「災害時における業務運営マニュアル」により実施するということです ので、記載内容を「災害時における業務運営マニュアル」に修正します。			久喜宮代衛生組合
85	87	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備において、 久喜宮代衛生組合が作成する防災計画という記載があり ますが、久喜宮代衛生組合では防災計画は策定していな いと思います。	久喜宮代衛生組合では、災害時には防災計画ではなく、「災害時における業務運営マニュ アル」に基づき対応するとのことでしたので、防災計画を「災害時における業務運営マニュ アル」に修正させていただきます。			久喜宮代衛生組合
86	87	(5)災害廃棄物処理計画の策定において、災害廃棄物処理計画を策定するとなっていますが、今後、久喜宮代衛生組合と町民生活課でこの計画を策定するということでしょうか。	災害廃棄物対策指針の「第2編災害廃棄物対策 第2章災害応急対応」にある2-6 災害 廃棄物処理において、「被災市町村は、環境省で作成する被災廃棄物の処理指針(マス ターブラン)を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成し、発災後は、発災前に 作成した処理計画をもとに災害廃棄物の発生量と施設の被害状況を基に実行計画を作成 するとなっています。災害時は時間に条裕もないことから、事前準備をしていただくために 記載したところです。町民生活課と調整した結果、衛生組合で策定している「災害時におけ る業務連営マニュアル」で対応可能ということであれば、削除させていただきます。			久喜宮代衛生組合
87	87	業務を組合として処理しています。災害発生時に久喜宮 代衛生組合が主体的に動けるよう業務を明確にした方が	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備について、久喜宮代衛生組合には主体的 に動いていただくよう各課同様に担当欄に明記しているところです。業務内容については、 第3編第1部第12章第4節災害廃棄物し尿・ごみ)の処理(P233~236)をご覧ください。な お、災害により発生するごみについては、「災害廃棄物」として扱うことになります。			町民生活課
88		10 防疫・保健体制の整備について、現在、協定を締結できる事業者がいません。このため、保健衛生活動に必要な物資は保健所と協力して確保することから、物資については「事業者との協定」から「保健所と協力して確保」に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	10 防疫・保健体制の整備 健康介護課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布器械、噴霧器等、保健衛生活動に 必要な物資が迅速に確保できるよう事業者との間で協定を締結する。また、健康介 護課は、防疫・保健体制について、保健所等の協力を得て、すみやかに的確な対策 を講ずるものとする。	必要な物資が迅速に確保できるよう保健所と協力して確保する。また、防疫・保健体	健康介護課

整理 番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
89	88 • 159	P88の「防疫・保健体制の整備」において「物資が迅速に 確保できるように事業者と協定を締結する。」となっていま すが、P159では「医薬品、医療用資機材が不足した場合 又は不足することが予想される場合は、幸手保健所の協力 を得て必要な医薬品、医療用資機材等を確保する。」と あります。この場合、医薬品等の確保については、業者と 協定した物品が不足した場合に保健所の協力を得て確保 するということでよいのでしょうか。	お見込みのとおり、協定業者からの不足分について、保健所の協力を仰ぎ確保することを 想定しています。			保健センター
90		学校に「防災井戸」はあるのでしょうか。ないのであれば、 設置するべきなのでしょうか。	現在、防災井戸はありません。なお、学校については、児童・生徒による事故の恐れがある ため設置する予定はありません。			_
91		4 防災拠点施設における対策について、避難所の開設は受け持ちますが、非常用電源の確保については、施設と町民生活課とで調整して下さい。	ご指摘のとおり、施設の整備については、施設の管理者にお願いすることになります。避難 所開設の担当課であるため、記載させていただいていますので、このままとします。			福祉課
92	92	⑤緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の支援等にある「必要に応じて県に建築物に関する情報の提供を求める。」となっていますが、「必要に応じて県に建築物に関する情報を提供する。」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。			_
93		3 一般住宅の耐震の(1)耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進②耐震化に特に配慮すべき施設において、学校教育施設、社会福祉施設・医療施設等の不特定多数が使用する施設について、耐震性の確保を要請するとしていますが、改訂案では「まちづくり建設課」しか記載していますが、改訂業では「まちづくり建設課」しか記載していません。防災施策の実施目標では耐震化について「まちづくり建設課、教育推進課、福祉課」が該当しています。改訂案を実施目標に合わせた方が良いと思いますがいかがでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	3 一般建築物の耐震化・不燃化等の促進 【まちづくり建設課】	3 一般建築物の耐震化・不燃化等の促進 【福祉課、まちづくり建設課、教育 推進課】	町民生活課
94		5 道路・橋梁の整備について、法改正により、5年に1度 橋梁の点検が義務化されたことから、本文中に「橋梁の 点検・補修」を追加してください。	見直し楽のとおり修正します。	ろが大きいといえる。 そのため、道路の整備に当たっては、国、県等の関係機関と連携をとり、必要な幅	5 道路・橋梁の整備 道路及びそれにかかる橋梁は、生活を支える根幹的な施設である。また、震災時 には避難、救援、消防活動等といった輸送活動に重要な役割を果たすだけでなく、 オープンスペースとして火災の延焼を防ぐ等、災害に強いますが、いこの あが大きいといえる。 そのため、道路の整備にあたっては、国、県等の関係機関と連携をとり、必要な幅 長を確保(注1)するとともに、防災拠点施設への多重なアクセスが可能となる道路 の整備を心掛けていく。 また、町道にかかる橋梁については、指定避難所への物資輸送やアクセスに重要 な施設であることから、計画的に耐震調査を実施し、危険なものについては耐震補 強等を実施するとともに、定期的に橋梁を点検し、必要に応じて、補修していく。	県土整備事務所
95	96	9 エネルギーの確保について、説明内容から産業観光 課は該当しないと思います。仮に該当するとした場合、具 体的に何を確保するのでしょうか。	見直し楽のとおり修正します。	9 エネルギーの確保 【産業観光課】	9 エネルギーの確保 【町民生活課】	産業観光課
96	98	第3節 危険物施設等災害予防の1 危険物施設における耐震化の推進指導について、説明の内容から産業観 光課は該当しないと思います。	第5編第3章第1節危険物施設の1 予防対策及び資料-12を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	1 危険物施設における耐震化の推進指導 【町民生活課、福祉課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課】	1 危険物施設における耐震化の推進指導 育推進課、消防組合、久喜宮代衛生組合】	産業観光課
97	98	第3節 危険物施設等災害予防の2 保安教育・訓練の 実施について、説明の内容から産業観光課は該当しない と思います。	第5編第3章第1節危険物施設の1 予防対策及び資料-12を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	2 保安教育・訓練の実施 【町民生活課、産業観光課】	2 保安教育・訓練の実施 【町民生活課、福祉課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課】	産業観光課
98			第5編第3章第1節危険物施設の1 予防対策及び資料-12を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	1 危険物施設における耐震化の推進指導 【町民生活課、福祉課、産業観光 課、まちづくり建設課、教育推進課】	1 危険物施設における耐震化の推進指導 【町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課、消防組合、久喜宮代衛生組合】	福祉課
99	100	1 施設の点検整備について、説明の内容から産業観光 課は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	1 施設の点検設備 【産業観光課】	1 施設の点検設備 ※担当課なしとします。	産業観光課
100	100	2 社員教育の実施について、説明の内容から産業観光 課は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	2 社員教育の実施 【産業観光課】	2 社員教育の実施 ※担当課なしとします。	産業観光課
101	103	3 物的被害を軽減させるための方策について、説明の 内容から産業観光課は該当しないと思います。	農業経営者に対して竜巻被害の軽減について、指導・助言をする課として産業観光課を掲載していますので、このままで掲載させていただきます。			産業観光課
102	106	2 復興に関する事前の取組の推進について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。(まちづくり 建設課では。)	見直し楽のとおり修正します。	2 復興に関する事前の取組の推進 【企画財政課、町民生活課、産業観光課】	2 復興に関する事前の取組の推進 【企画財政課、町民生活課、まちづくり建設 課】	産業観光課

		地域防災計画	收訂案に対する質問事項への回答等		資料1
理号	質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
03 1	復興計画であれば、総合計画等との整合も必要である 06 が、事前の復興手続き等の復興プランの策定であれば、	復興方針や復興計画を策定するための復興プランの検討にあたり、復興方針等の策定時 に企画財政課からの要望によって手戻りが生じないよう、復興プランの検討時から企画財 政課を担当課として含めているものです。復興後のまちづくりを進めていく上で、復興計画 だから関与する、復興プランだから関与しないというものではないと思いますので、このまま とします。			企画財政課
04 1	2 設置場所が役場(202会議室)となっており、物理的に 202会議室かないのは誰もが承知していますが、計画に 4会議室名まで明示する必要があるのでしょうか。もし、20 2会議室と明示するのであれば、消防署も大会議室と明示する必要があると思います。	見直し楽のとおり修正します。	2 設置場所 本部の設置場所は宮代町役場(202会議室)とし、役場が被災等により利用できな い場合は宮代消防署を代替場所とする。	2 設置場所 本部の設置場所は役場庁舎とし、庁舎が被災等により利用できない場合は宮代消 防署に設置する。	税務課
)5 1	4 現地対策本部の設置について、面積が広い市町村や 都道府県レベルであれば現地対策本部が必要だと思い 14 ますが、宮代町では必要ないのではないでしょうか。も し、明示するのであれば、どのような災害が想定されるの でしょうか。	ご指摘のとおり「4 現地対策本部の設置」については削除します。			税務課
)6 1	17 P117第4節本部の組織及び事務分掌にある1 組織体系 図にある事務局はどこの部署が担うのでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	事務局	事務局(町民生活課生活安全担当)	住民課
07 1	〈図3-1〉本部組織体系図では、税務班(情報収集班)と17 なっていますが、P118以降は税務班となっているようです。整合性がとれていないように思います。	ご指摘を踏まえて修正します。なお、税務課より、情報収集班については削除するよう依頼 がありましたので、そちらを踏まえて、整理させていただきます。			住民課
08 1	1 組織体系図にある議会事務局のあとに宮代町議会議 員が設置する災害対策支援本部を追加してください。 17 ※平成29年3月30日付けで、町対策本部が設置されたと きに、本部に協力・支援をするために町議員が災害対策 支援本部を設置することにしたため。	ご指摘を踏まえて修正します。			議会事務局
09 1	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌における議会事務 18局の業務について、宮代町議会災害時対応要領に基づ き、「事務局職員が災害対策支援本部の事務に従事する こと」を追加してください。	見直し楽のとおり修正します。	1 議会との連絡調整 2 議会への陳情,請願の受付 3 班内の庶務及び協力調整 4 災害情報の収集 5 他の班の支援	1 議会との連絡調整 2 議会への陳情、請願の受付 3 宮代町議会災害対策支援本部の事務従事 4 班内の庶務及び協力調整 5 災害情報の収集 6 他の班の支援	議会事務月
10 1	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の総務班の救助・ 救命期(発災~3日)にある「15 領事館及び各国大使館 との連絡調整」については、具体的な方法がイメージできないので、削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課
1 1	18 いるのでしょうか。事務分掌を絞り込まなければ、実際に	業務継続計画(BCP)については、今後、総務課を中心に調整を行うことになります。ご指摘のとおり、発災時にはできない事務が発生する可能性がありますが、できない可能性があるものでも、地域防災計画に掲げておくことで、どういった対応が必要になるのかを確認できることから、計画上は掲載しているところです。ご理解いただきたいと思います。			住民課
12 1	税務班は、発災直後から被害状況調査を実施し、短時間で被害状況等を取りまとめ、正確な情報を本部に報告しなければならないため、帰宅困難者・地区ごとの避難誘導を同時並行で行うことは困難です。そのため、初動期に機動力が残されている課(班)に事務分章を変えてください。また、業務内容も以下のように修正してください。救助、救命期(発災~3日) 税務班 2 建物その他施股等の被害状況調査3各班からの被害情報等の取りまとめ4被害情報等の分類整理(地区別)5被害情報等の本部への報告6各班及び関係機関への被害情報等の情報提供7班内の庶務及び協力調整8災害情報の本類整理。	見直し楽のとおり修正します。	救助・救命期(発災~3日) 税務班 人的及び被害納税者(建物)に関する被害情報の収集・本部への報告(地区毎) 2 選難誘導・地区毎) 3 帰宅困難者の避難所への誘導 4 情報収集班の指示 5 各班からの取りまとめ・本部への報告(地区毎)・各班への情報提供 6 班内の底務及び協力調整 7 被災情報の収集 8 他の班の支援	救助・教命期(発災~3日) 税務班 1 人的被害状況の情報収集 2 建物その他施股等の被害状況調査 3 各班からの被害情報等の取りまとめ 4 被害情報等の分類整理(地区別) 5 被害情報等の分類整理(地区別) 5 被害情報等の本部への報告 6 各班及び関係機関への被害情報等の情報提供 7 被災者の避難誘導 8 班内の庶務及び協力調整 9 災害情報の収集 10 他の班の支援 ※1、2、7については、各班からの派遣班員が行う。	稅務課
13 1	税務班の教援期(4日~10日)の業務にある「1 人的被 害及び被害納税者(建物)の調査並びに報告」を「1 人的 及び物的被害状況の調査・報告・取りまとめ」に修正してく ださい。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
14 1	(表3-3)本部及び各班分担事務分掌の企画財政班の教助・教命期(発災~3日)にある「7 庁舎内外における電助 証本ットワーク被害の把握及び復旧状況の確認」について、電脳という言葉は宮代町独自の言い方であるので、一般的な表現である「庁舎内及び庁舎と接続しているデータ通信ネットワーク」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			企画財政

						□ <i>\</i> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
整理 番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直U案	質問者
115	119		ご指摘を踏まえて、削除します。なお、これらの業務については、避難所の運営業務の中で実施していただくこととし、事務分掌上には記載しないものとします。			住民課
116	120	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・ 教命期(発災~3日)にある「1 要配慮者の安否確認及 び避難援護」について、要配慮者の対応は福祉班のみの 対応ではないことから以下の通り修正してください。 1 避難行動要支援者の安否確認及び避難援護	見直し案のとおり修正します。	1 要配慮者の安否確認及び避難援護	1 避難行動要支援者への支援	福祉課
117	120	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・ 救命期(発災~3日)にある「2 行方不明者の把握及び 捜索」については、福祉班の業務ではないと思うので、削 除してください。	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災~3日)にある「2 行 方不明者の把握及び捜索」については、避難所の避難者名簿を元に行方不明者を把握していただく予定です。このため、福祉課のほか、健康介護課、教育推進課についても、行方不明者の把握を追加します。また、捜索については、主として消防署職員や消防団員が行いますが、必要に応じて、情報提供等の協力を求めることもあるため配載しています。			福祉課
118	120	福祉班の救助・救命期の業務に「5 関係協力団体との連絡調整とありますが、関係協力団体とは具体的にどのような団体でしょうか。	社会福祉協議会や特別支援学校、日本赤十字社、社会福祉施設管理者です。なお、社会 福祉協議会及び日本赤十字社については、すでに掲載されているので見直し案のとおり修 正します。	5 関係協力団体との連絡調整 6 社会福祉施設に対する被害状況の調査	5 特別支援学校との連絡調整 6 社会福祉施設に対する被害状況の調査及び連絡調整	福祉課
119	120	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・ 救命期(発災~3日)にある「6 社会福祉施設に対する被 害状況の調査」については、他の課でも対象となる施設 があると思うので、そちらにも追加してください。	要配慮者への支援の面で、医療施設や介護施設の状況把握も必要であることから、ご指摘を踏まえて、健康介護課にも「医療施設及び介護施設の被害状況の調査」を追加します。			福祉課
120	120	福祉班の救助・救命期の業務に「7 町外避難者の受入」 のがありますが、町外避難者とは帰宅困難者のことでしょ うか。	町外避難者は帰宅困難者を含み、他の自治体から宮代町へ広域避難してくる方となります。なお、避難の受入れは避難所で行うことになるため、「町外避難者の受入」については、「福祉班・健康介護班・教育推進班」で行うこととし、「住民班」の業務からは削除します。			福祉課
121	120	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の教助・ 教命期(発災~3日)にある「12 災害弔慰金及び見舞金 の支給並びに災害援護資金の貸付」については、復旧・ 復興期からの業務であるので、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
122	120	福祉班の救助・救命期の業務に「18 救助隊の行動」とは具体的にどのようなことでしょうか。	見直し楽のとおり修正します。 ※埼玉県の救助隊である埼玉SMARTへの協力でしたので、削除しています。 また、避難誘導については、各班からの派遣要員で対応することから、削除しています。	18 救助隊の行動 19 避難誘導の実施	18 削除 19 削除 ※以下、繰上げ	福祉課
123	120	福祉班の救助・救命期の業務に「19 避難誘導の実施」 とは具体的にどのようなことでしょうか。	避難行動要支援者に対する避難誘導に関する対策(避難先の把握や広報)の実施を想定しています。(P193・194)			福祉課
124	120	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分業の福祉班の教助・ 教命期(発災~3日)にある「22 生活保護世帯に対する 災害対策」について、生活保護世帯と一般世帯とで分け る必要がないため、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
125	120	(表3-3)本部及び各班分担事務分掌の福祉班の教援期(4日~10日)にある「1 避難所の運営(災害ボランティアセンターとの連携」について、避難所の運営と災害ボランティアセンターとの連携は別の業務であるため、それぞれ別項目として記載してください。				福祉課
126		〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救援期 (4日~10日)にある「6 生活保護の給付」について、一般の業務であるため、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
127	120	町民生活班の救助・救命期(発災~3日)の業務にある 「1 久書宮代衛生組合と重要道路における廃棄物の処理に向けた調整」にある重要道路の定義を教えください。	重要道路とは、緊急輸送道のことをいい、災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等 の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき路線のことで、主に、高速道路や国 道、県道、地域内の防災拠点を連絡する道路のことを言います。具体的な場所について は、資料-4の緊急輸送道路をご覧ください。			久喜宮代衛生組合
128		〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の町民生活班の敷助・教命期(発災~3日)にある「6 避難所におけるベットとの共存」について、避難所でのベットの飼育は各避難所の判断に受ねられると思います。このため、町民生活班では、この業務についてどのように対応したらよいのでしょうか。なお、事前に避難所対なマニュアルを整備するのであれば、防災担当で整備し、第2縄の災害予防対策編にも対応を記載するべきでないでしょうか。。	ノウハウを活かして、避難所に避難した避難者に対して、動物の保護収容施設や獣医師の 斡旋をお願いします。			町民生活課

救工用						□ N-4.1
整理 番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
129	120	行うのでしょうか。また、治療計画とはどういったもので	動物の保護収容施設としては、幸手保健所、又は埼玉県動物指導センター南支所を考えています。また、動物の治療については、飼い主の責任で行うべきことであるため、「7 動物の保護収容及び治療計画」は「7 動物の保護収容施設の斡旋」と「8 獣医師の斡旋」に修正させていただきます。			町民生活課
130	120	町民生活班の教援期(4日~10日)の業務にある「1 久 喜宮代衛生組合と障害物、産業廃棄物及び生活ゴミの処 理に向けた調整について、久喜宮代衛生組合では、産 業廃棄物の処理は行わないので、産業廃棄物を削除して ください。また、ごみの表記についても、他の文章とあわ せて、ひらがなで表記してください。	町民生活班の救援期(4日~10日)における、久喜宮代衛生組合に関する記載は削除しま			久喜宮代衛生組合
131	120	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の町民生活班にある久喜宮代衛生組合に関連する業務について、久喜宮代衛生組合が担う業務と町民生活班が担う業務を明確にしてください。		救助・教命期(発災~3日) 町民生活班 1 久喜宮代衛生組合と重要道路における廃棄物の処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合にある清掃施設に対する被害状況の把握及び本部への報告 3 久喜宮代衛生組合とし尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理に向けた調整 4 そ族・昆虫の駆除 5 仮設トリの設置及び消毒 6 避難所におけるペットとの共存 7 動物の保護収容及び治療計画 8 班内の底務及び協力調整 9 被災情報の収集 10 他の班の支援 教援期(4日~10日) 1 久喜宮代衛生組合と降害物、産業廃棄物及び生活ゴミの処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合と尿処理に向けた調整 ○以下同左	教助・教命期(発災~3日) 町民生活班 「 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設ト人ルの調達 4 広域利根斎場組合との連絡調整 5 避難所におけるベットの避難状況の把握 6 そ族・昆虫の駆除薬者の斡旋 7 動物の保護収容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 班内の庶務及び協力調整 10 被災情報の収集 11 他の班の支援 教援期(4日~10日) ○以下同左	町民生活課
132	121	健康介護班の業務は改訂案ではP121に掲載されていま すが、エクセルの実施担当一覧には健康介護班のページ (P121)がありません。	実施担当一覧では、「P118~」として、P121を含むく表3-3>全体を示すものとさせていただきました。			保健センター
133		〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の健康介護班の教助・教命期(発災~3日)にある「14 死亡の確認及び死体の検案」について、死亡の確認ができる職種の者がいないため、以下のとおり修正してください。 17 町医師会と協力し、死亡の確認及び死体の検案	見直し案のとおり修正します。	14 死亡の確認及び死体の検案	17 病院等経営者と協力し、死亡の確認及び死体の検案	健康介護課
134	121	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の住民班にあるメモリアル利根に関連する業務について、メモリアル利根が担う業務を明確にしてください。		教助・教命期(発災~3日) 町民生活班 1 久喜宮代衛生組合と重要道路における廃棄物の処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合とある清掃施設に対する被害状況の把握及び本部への報告 3 久喜宮代衛生組合とし戻、生活ごみ及び災害廃棄物の処理に向けた調整 4 そ族・昆虫の駆除 5 仮設トイレの設置及び消毒 6 避難所におけるペッとの共存 7 動物の保護収容及び治療計画 8 班内の庶務及び協力調整 9 被災情報の収集 10 他の班の支援 教援期(4日~10日) 1 久喜宮代衛生組合と障害物、産業廃棄物及び生活ゴミの処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合とに尿処理に向けた調整	教助・教命期(発災~3日) 町民生活班 1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設トイレの調達 4 広域利根斎場組合との連絡調整 5 避難所におけるベットの避難状況の把握 6 そ族・昆虫の駆除業者の斡旋 7 動物の保護収容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 班内の庶務及び協力調整 10 被災情報の収集 11 他の班の支援 教援期(4日~10日) ○以下同左	町民生活課
135	122	教育推進班の教助・教命期の業務に「7 避難所での炊き 出しの調整、実施」とある。避難所運営班については、福 地班、健康介護班とともに3班で担うことになりますが、炊 き出しについては、教育推進班にしか設定されていませ ん。	ご指摘を踏まえ、「避難所での炊き出しの調整、実施」を避難所運営を行う福祉班及び健康 介護班の業務に追加します。			教育推進課
136	122	教育推進班の教助・教命期の業務に「11 郷土資料館の 被害状況の調査及び連絡」とありますが、他の施設では 被害状況の調査とともに応急復旧を設定しているので、 「郷土資料館の応急復旧」を追加してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等 咨料1 整理番号 見解・対応 見直し案 質問者 S課で事前登録する情報収集担当は廃止し、発災時に 137 対応できる職員数を税務班長が要請できる体制としたい ご指摘のとおり修正します。 税務課 ので、情報収集班の記述は削除してください。 表3-3>本部及び各班分担事務分掌にある教育推進班 012 指定文化財の保護について、指定文化財だけを 見直し案のとおり修正します。 12 指定文化財の保護 15 文化財の保護 教育推進課 対象とするのではなく、文化財の保護とし、業務の範囲を 広げた方が良いと思います。 図3-5>職員動員配備計画において、「班/対応課名」 班/対応課名 班/対応課名 会計班 会計管理者 139 欄に会計室がありません。また、会計室の「室長」を「会計ご指摘のとおり修正します。 会計室 福祉班 室長 管理者 に修正してください。 表3-5>職員動員配備計画(平成27年現在)において、 基準年度を平成29年度とした方が良いのではないでしょ (表3-5)職員動員配備計画(平成29年度) うか。また、非常体制の第1配備において、町に災害対策 〈表3-5〉職員動員配備計画(平成27年度) 非常体制 第1配備 2人 注2 本部が設置された場合、議会では災害対策支援本部が 見直し案のとおり修正します。 非常体制 第1配備 2人 注2: 議会事務局職員は、災害対策本部が設置されたときは、議会事務局班の業務 議会事務局 設立されることから、議会事務局職員については、災害 のほか、災害対策本部に協力及び支援するために宮代町議会議員が設置する災害 対策支援本部の設立後、災害対策支援本部に協力・支 対策支援本部の事務も行うものとする。 爰するとともに、災害対策支援本部の事務に従事するこ とを注意書きに追加してください。 2 勤務時間内の班員配備の(5)について、派遣職員に (5) 各班長は、税務班(情報収集班)に対して、災害時の情報収集のため、あらかじ (5) 各班長は、税務班長の要請に基づき、災害時の情報収集に必要な班員を派遣 め定められている班員を情報収集担当として、派遣するものとする。なお、本部員会 するものとする。なお、各班への要請は、住民班、まちづくり建設班及び避難所運営 対する職員の意識を明確にする必要があるため、以下の ように修正してください。 5)各班長は、税務班長の要請に基づき、災害時の情報 議から情報収集担当の班員について、総務班を通じて増員の要請があった場合に を行う班(福祉班、健康介護班、教育推進班)を除く各班を優先的に行うものとする。 又集に必要な班員を派遣するものとする。なお、各班へ は、税務班へ班員を派遣する。情報収集班は、各班から派遣された班員で、地区ご 被害状況等の情報収集に当たっては、被害の程度により、地区ごとにチームを編 141 見直し案のとおり修正します。 税務課 の要請は、総務班、企画財政班、会計班を優先に行うも とにチームを編成し、市街地を中心に情報収集活動に当たるものとする。 成して、効率的に実施するものとする。また、被害の状況に応じて、避難誘導を行う (6)各班長は、緊急の業務等により、事務局その他各班の業務について、本部員会 班員を派遣する。 被害状況等の情報収集に当たっては、被害の程度によ 議から総務班を通じて班員の派遣要請があった場合には、直ちに班内調整を行い、(6)各班長は、その他各班の業務についても、事務局から班員の派遣要請があった

P131

必要な班員を派遣する。

、地区ごとにチームを編成して、効率的に実施するもの

2 勤務時間内の班員配置 【各班共通】

(5) 各班長は、税務班(情報収集班)に対して、災害時の情報収集のため、あらかじめ定められている班員を情報収集担当として、派遣するものとする。なお、本部員会議から情報収集担当の班員について、総務班を通じて増員の要請があった場合には、税務班へ班員を派遣する。

情報収集班は、各班から派遣された班員で、地区ごとにチームを編成し、市街地を 中心にに情報収集活動に当たるものとする。

- (6) 各班長は、緊急の業務等により、事務局その他各班の業務について、本部員会 議から総務班を通じて班員の派遣要請があった場合には、直ちに班内調整を行い、 必要な班員を派遣する。
- (7)市街地内にある住宅密集地域等被害が大きくなるおそれのある地域に対して、必要に応じて班員を派遣し、地域における自主防災組織、警察機関、消防団等と連携して適切な運難誘導、救出活動を行うむのとする。

3 勤務時間外の班員配置 【各班共通】

- (1) 各班長は、各班の活動方針を決定し、班員を発災初動期に必要となる下配の業務について、参集した順に配置する。なお、あらかじめ情報収集班に定められている職員については、直接、税務班に合流し、情報収集班として、税務班長の指示に従うものとする。
- (1)各班の所管施設、町内の被害状況の情報収集
- ②被害状況の集約
- ③事務局との連絡調整
- (2)各班長は、活動を円滑にできるだけの班員が参集した場合、参集した班員をあらかじめ定めたチームへ配置する。ただし、被害状況に応じ、円滑な被害応急対策を実施するため、必要と認められるときは、班員に対して、あらかじめ定められている。業をを奪用して、別の業務を指示。命会することができる
- る業務を変更して、別の業務を指示、命令することができる。 (3)配備についた班員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならな し、。

P127

2 勤務時間内の班員配置 【各班共通】

場合には、直ちに班内調整を行い、必要な班員を派遣する。

5)各班長は、税務班長の要請に基づき、災害時の情報収集に必要な班員を派遣 るものとする。なお、各班への要請は、住民班、まちづくり建設班及び避難所運営 行う班(稿址限、健康介護班、教育推進即)を除く各班を優先的に行うものとする。 被害状況等の情報収集に当たっては、被害の程度により、地区ごとにチームを編 ルて、効率的に実施するものとする。また、被害の状況に応じて、避難誘導を行う 員を派遣する

6) 各班長は、その他各班の業務についても、事務局から班員の派遣要請があった 場合には、直ちに班内調整を行い、必要な班員を派遣する。 7) 避難誘導で派遣された班員については、自主防災組織、警察署、消防組合、消

(7)避難誘導で派遣された班員については、目主防災組織、警察署、消防組合、消防団と連携して、適切に避難誘導、救出活動を行うものとする。

勤務時間外の班員配置 【各班共通】

動務時間外の班員配置については、被害状況により、十分な人数が確保できない 可能性がある。このため、各班長は参集した職員の中で、各班所管の業務について 旨示をするものとする。ただし、緊急のため、必要と認められるときは、別の業務を指 示、命令することができる。

141

2 情報収集の体制 【各班共通】

情報収集を行う班員は、以下の体制で実施するものとする。実施にあたり、税務班 長は、情報収集活動が交代でできるようローテーションを組む等、活動が維持できる 本制の確保に努めるものとする。

(1)勤務時間内での体制

2)勤務時間外での体制

休日、夜間等の勤務時間外については、十分な人数の確保が難しいことから、必

				百科1	
整理 頁番号	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
142 1.	2 情報収集班の活動体制において、情報収集班は税務近に統一するためP141は削除し、税務班の活動体制としてP127に加筆修正してください。		P146 2 情報収集班は、次に掲げる方針に従い活動するものとする。なお、活動の詳細はあらかじめ定めてあるマニュアル(第2編 第3章 第1節 7(3)職員の防災能力の向上)に基づき、班長又は到班長の指揮のもと、行動する。(1)勤務時間内での行動 動務時間内での行動 動務時間内での行動 動務時間内での行動 動務時間内での行動 動務時間内での行動 の大震震震災が、第3章 第3節 緊急対策活動のための準備 参照、情報収集班は信義収集活動を介土の人の表別があった場合、各班長は祝務班に情報収集班として活動する場所がのかた場合と、不成の場合は、原名編 第3章 第3節 緊急対策活動のための準備 参照、情報収集班は情報収集活動を行うの(2)勤務時間外での行動 ()外日、夜間等の勤務時間外に非常体制第1配備以上の地震があった場合は、「第3編 第3章 第1節 5 班員参集に当たっての心得」を基本に投務班員及び情報収集集工作活動する多型の職員は、速やいた受損庁舎に集合する。 庁舎に集合した後は、稅務班長又は稅務副班長からの指示に基づき情報収集体制を整え、建やかに町内の割り当てられた地域に向かい情報収収集活動に当たる。このため、稅務班長又は稅務副班長があたっている各班から派され、稅務班長又は稅務副班長が不在な場合は、次の順位により責任者からのよれ、稅務班長又は稅務副班長に報告する。なお、稅務班長又は稅務副班長に報告する。なお、稅務班長又は稅務副班長に報告する。なお、稅務班長又は稅務副班長に報告する。なお、稅務班長又は稅務副班長に報告する。なお、稅務班長とは稅務」が有力のの主意、第4年の一位、少害対策副本部長(例下長主活課長)つ、災害対策副本部長(例下長主活課長)の決害対策制本部長、後可長生活課長)2 災害対策とは、企要に応じて、本部に各班が成立される場合には、居住地を踏まえて、班員を割り後り、速やかに接収集活動に必要な人員が全て参うまで待つのでは、東日を消費の結構編制情報収集活の組織編制情報収集活動の組織編制情報収集活動の組織編制情報収集活動の組織編制情報収集活動の組織編制情報収集活動の相談に向かう必要最小限の人数とする。なお、この組成表は一つの目安とし、実態にあわせ臨機応変に編成するものとする。(2)債報収集活動の内容及び留意点 (1)情報収集活動の内容及び留意点 (4)情報収集活動の内容及び留意点 (4)情報収集活動の内容は、原則として、「本部 1 (1)発災値後の情報収集事にとらてる。 (4)情報収集活動の内容は、原則として、「本部 1 (1)発災値後の情報収集のの指数で集分の表別、(4)情報収集活動の内容は、原則として、「本部の指示に基づきれの活動に接着を必要な、(4)情報収集活動が長期代での活動が困難所を臨時的な場所の取り、数別に対すの下側として、下本節 1 (1)発災値後の情報収集の一定を対しま、税務班長は情報収集がこれに対しるものの主義を収集が多に入り、対策を関すの記録に、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を取り、対策を対策を対す、対策を対策を対策を対す、対策を対策を対策を対す、対策を対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対策を対す、対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対す、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対	①災害対策副本部長(教育長) ②災害対策副本部長(南民生活課長) (3)情報収集活動の内容及び留意点 (清積収集活動の内容及び留意点 (清積収集活動が日難と思われる場合は、必要な装備を携行(注1)し、自転車や徒歩等で行うものとする。 (2)情報収集する内容については、「本節 1 (1)発災直後の情報収集すべき内容の一覧)を基本とする。 (3)被害が甚大、又は拡大のおそれがあるときは、税務班長に避難誘導を行うための職員の派遣を要請するとともに、必要に応じて、被災者を町指定の避難所に誘導、(4)税務班長は、情報収集を行う職員や各班から得られた情報を税務班の班員に整理させるとともに記録にとらせる。 3 災害情報の記録 各班長は、災害情報を緊急度、重要度に区分し、連やかに税務班に報告する。なお、税務班は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、それをできるだけで確認に対ければならない。記録にあたっては、各課で所有するカメラやビデオで、できる限り資料を集めるものとする。なお、本部は税務班が取りまとめた情報について、事務局を通じて、関係機関に災害情報を伝達するものとする。	税務課
143 1:	1 班員の健康管理に「健康診断等を実施し」とあります 29 が、保健師は健康診断ができないため、「健康調査等を 実施し」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
144 1:	31 〈図3-2〉情報管理体制図に久喜宮代衛生組合は入らなくてよいのでしょうか。	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 ①「指定公共機関・指定地方公共機関」に久喜宮代衛生組合を追加 ②病院等経営者、宮代町消防団及び宮代町災害時支援隊を第1編 第5章 第5節に掲げ る団体のグループに移動(あわせて「その他の機関・団体」を「公共的団体及び防災上重要 な施設の管理者」に修正します。)	病院等経営者	久喜宮代衛生組合 ※病院等経営者、宮代町消防団及び宮代町災害時支援隊は「その他の機関・団体」 のグループに移動し、名称を「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」に修 正。	税務課
145 1	〈図3-2〉情報管理体制図に久喜宮代衛生組合の記載が 31 ありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整理してく ださい。	ご指摘を踏まえ、図中に追加させていただきます。			久喜宮代衛生組合

			II.			□ N-4 1
整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
14	16 131	第2節 情報管理体制にある東京電力(株)については、 分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグ リッド(株)に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力
14	17 132	<表3-6>防災関係機関連終一覧表の「幸手保健所 保健 衛生」を「幸手保健所 保健衛生、犬の捕獲等」に修正し てください。				町民生活課
14	18 132	< 表3-6>防災関係機関連絡一覧表に、以下の通り追加してください。 埼玉県東部環境管理事務所 有害物質流出など環境 汚染全般	見直し案のとおり修正します。	記載なし	埼玉県東部環境管理事務所 有害物質流出等の環境汚染全般	町民生活課
14	19 132	<表3-6>防災関係機関連絡一覧表に、以下の通り追加してください。 埼玉県動物指導センター南支所 動物の保護全般	見直し案のとおり修正します。	記載なし	埼玉県動物指導センター南支所 動物の保護全般	町民生活課
1:	50 133	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表に久喜宮代衛生組合 の記載がありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整理してください。	ご指摘を踏まえ、表の指定地方公共機関として新たに項目を設け、追加させていただきます。			久喜宮代衛生組合
1!	51 133	《表3-6>防災関係機関連絡一覧表にある東京電力(株)カスタマーセンターについては、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターに修正してください。	見直し案のとおり修正します。	東京電力(株)カスタマーセンター	東京電力エナジーパートナー株式会社	東京電力
15	52 133	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表の33 宮代町水道工 事業者組合の備考欄にある「水道被害」を「上水道被害」 に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
15	53 133	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表の34 宮代町下水道 排水設備指定工事店の備考欄にある「水道被害」を「下 水道被害」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
18	54 140	<表3-9>発災直後の情報収集内容一覧の人的被害にある情報収集班を税務班に修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
15	55 140	〈表3-9〉発災直後の情報収集内容一覧の物的被害の7 清掃施設の被害状況に久喜宮代衛生組合の記載がありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整理してください。	ご指摘を踏まえ、町民生活班を削除し、久喜宮代衛生組合に修正させていただきます。			久喜宮代衛生組合
1!	56 143	3 災害情報の記録において、大規模災害時は、その状況を記録する機材が不足することが懸念されるため、職員個人の機材提供を明示して、意識の離成を図る必要があると思います。このため、情報収集班を税務町に統合して、修正したうえで、個人所有のカメラ・ビデオを利用することを明示した方が良いのではないでしょうか。		3 災害情報の記録 (1)災害情報の伝達・記録 名班長は、災害情報を緊急度、重要度に区分し、速やかに税務班(情報収集班)に 報告し、税務度(情報収集班)は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、 それをできるだけ正確に記録しなければなない。また、本部は事務局を通じて、関 係機関に災害情報を伝達するものとする。 (2)各班長は災害応急活動の資料とするため、必要に応じて、写真、ビデオ等により 撮影し、災害時の映像について記録する。	お、税務班は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、それをできるだけ 正確に記録しなければならない。記録にあたっては、各課で所有するカメラやビデオ で、できる限り資料を集めるものとする。なお、本部は税務班が取りまとめた情報に	税務課
19	57 144	(2)広報の実施方法①について、情報収集班を税務班と 統合し、修正してください。	見直し案のとおり修正します。	①税務班(情報収集班)は情報収集班が集めてきた情報と各班及び関係機関から 集められた情報を取りまとめた後、本部に報告し、本部は本部員会議により、住民に 対して流すべき情報を整理し、総務班に伝達する。	①秘務班は各班の情報、各班から派遣された班員が集めてきた情報及び関係機関 から集められた情報を取りまとめた後、本部に報告する。本部は本部員会議により、 住民に対して流すべき情報を整理し、総務班に伝達する。	税務課
15	58 145	3 報道機関への広報について、広報は総務班の業務となっているので、総務班へ修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
18	59 145	(2)帰宅困難者への広報について、福祉班、健康介護班 は避難所運営を行うため、駅舎を含めた総合的な対応は 本部(事務局)でお願いします。	ご指摘を踏まえて、鉄道事業者と事務局で対応します。なお、周知については、総務班に お願いします。			福祉課
10	60 147	〈表3-11〉問い合わせが予想される事項一覧にある東京電力(株)については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド(株)に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等 咨料1 整理番号 見解・対応 改訂案 見直し案 質問者 表3-10>問い合わせが予想される事項一覧表の仮設ト イレ・トイレの汲み取りに関する情報に久喜宮代衛生組合 の記載がありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整に指摘を踏まえ、町民生活班を削除し、久喜宮代衛生組合に修正させていただきます。 久喜宮代衛生組合 理してください。 (2)情報の収集先・手段 ①消防署 2)情報の収集先・手段について、税務班(情報収集班) ア 救急車の稼働状況 2)情報の収集先・内容 を削除するとともに、以下のとおり修正してください。 イ 火災、倒壊建物の発生状況 各班及び各班から派遣された班員 2)情報の収集先・収集内容 ウ その他119番通報の状況 各地区の被害状況 税務課 162 見直し案のとおり修正します。 ア 各地区の被害状況 ② 建物、道路その他施設の被害状況 ② 科 発 研 (情 報 収 生 研) イ 建物、道路その他施設の被害状況 ア 甚大な被害を受けている地区の状況 ③ その他応急医療発動に必要な情報 ウ その他応急医療活動に必要な情報 イ 道路の被害状況 ウ ヘリポートの被害状況 3)情報の共有と広報において、健康介護班は避難所で の情報を随時税務班に還元することになっていますが、 脱務班は避難所での情報を整理しなくても良いのでしょう (3)情報の共有と広報 (3)情報の共有と広報 か。以下のように修正した方が良いのではないでしょう 健康介護班は、避難所等で把握した医療・救護に関する情報を随時、税務班に報 見直し案のとおり修正します。 健康介護班は、避難所等で把握した情報を随時、医療機関、消防署、税務班(情 税務課 告するとともに、医療機関は税務班の問い合わせに応じる。なお、税務班は整理し 報収集班)に還元するとともに、問い合わせに応じる。 た情報を、医療機関及び消防署に提供する。 報告するともに、医療機関は税務班の問い合わせに応じ 4)総務班への伝達 4)総務班への伝達 (4)総務班への伝達については、(3)情報の共有と広報 見直し案のとおり修正します。 税務班(情報収集班)は、情報収集班等が収集した情報のうち、住民に広報すべき 税務班は、各班及び各班から派遣された職員から収集した情報のうち、住民に広 164 税務課 内容を取りまとめ本部に報告する。本部は、報告された結果を住民に周知を図るた 報すべき内容を取りまとめ本部に報告する。本部は、報告された結果を住民に周知 の修正結果を踏まえて修正してください。 め総務班に伝達する。 を図るため総務班に伝達する。 図3-4>災害時医療救護体制について、本文では「健康 介護班が∼税務班を通じて本部に報告する。」なっていまご指摘のとおり修正します。 税務課 けが、図ではそうなっていません。 地域医療救護所の設置について、説明に内容から税 見直し案のとおり修正します。 166 地域医療救護所の設置 【事務局、税務班、健康介護班、消防署】 地域医療救護所の設置 【事務局、健康介護班、消防組合】 税務課 務班は該当しないと思います。 後方医療機関への負傷者の搬送について、説明内容 167 見直し案のとおり修正します。 税務課 6 後方医療機関への負傷者の搬送 【事務局、税務班、健康介護班、消防署】 6 後方医療機関への負傷者の搬送 【事務局、健康介護班、消防組合】 いら税務班は該当しないと思います。 イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 166 ご指摘を踏まえて修正します。 住民課 見栄えも悪いと思います。 東日本大震災において、自衛隊は道路や橋の修繕を行っ 170 ていました。このため、自衛隊要請の範囲に「道路、橋の」ご指摘のとおり修正します。 住民課 応急措置」を追加した方が良いと思います。 イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 ご指摘を踏まえて修正します。 172 イフストパック . - 見栄えも悪いと思います。 住民課 公共的団体等 公共的団体等 表3-15>町内の公共的団体と関係班について、福祉課 1)連携体制 1)連携体制 は、日本工業大学や宮代高校で災害時に避難所としての 災害発生時には、町内一丸となって災害対策に当たらなければならないことから、 災害発生時には、町内一丸となって災害対策にあたらなければならないことから、 171 174 対応は当たるものの、平常時は業務的な関係がありませ 見直し案のとおり修正します。 町内の公共的団体に対して積極的な支援依頼を行っていくとともに、平常時におい 町内の公共的団体に対して、積極的な支援を依頼していくとともに、平常時において 福祉課 ん。このため、協定の窓口については、本部(事務局)が ても、円滑な協力体制が得られるよう必要に応じて応援協定の締結を進めていく。 円滑な協力体制が得られるよう。必要に応じて、応援協定を締結していく。 なお、協定の窓口については、日常的な業務の繋がりのある課で行うものとし、災 なお、協定の窓口については、日常的な業務の繋がり及び災害時の役割分担との 適していると思います。 関係から、次のとおりとする。 害時には、次の役割分担で対応するものとする。 住民としての活動 ※担当課なしとします。 住民としての活動について、説明の内容から税務班は見直し案のとおり修正します。 172 住民としての活動 【税務班、健康介護班】 〈図3-8〉災害時の行動イメージ 税務課 該当しないと思います。 「指定緊急避難場所又は指定避難所への避難」を「一時避難所への避難」の次に イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 住民課 見栄えも悪いと思います。 ! 自主防災組織の活動について、説明の内容から税務 2 自主防災組織の活動 見直し案のとおり修正します。 2 自主防災組織の活動 【税務班、健康介護班】 税務課 ※担当課なしとします。 班は該当しないと思います。 イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 177 ご指摘を踏まえて修正します。 175 住民課

住民課

見栄えも悪いと思います。

見栄えも悪いと思います。

イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。

ご指摘を踏まえて修正します。

$\overline{}$						□ ∧ ∤ 1
整理 番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
177	180	において、災害対策本部が立ち上がった場合に、自動的	災害時の伝達の遅れや連絡調整ミスにより、災害ボランティアセンターが開設できないこと がないよう本部の設立と併せてボランティアセンターを開設するとしたものです。災害規模 により開設が不要となった場合には、本部員会議の決定により、ボランティアセンターの廃 止を伝えたいと思います。			福祉課
178	3 180		災害ボランティアセンターの開設が判断の遅れや連絡調整ミスにより、後手に回らないよう 本部の設立と併せて開設するとものです。災害規模により開設が不要となった場合には、 本部員会議の決定により、ボランティアセンターの廃止を伝えたいと思います。			福祉課
179	181	政課は該当しないと思います。	3 ボランティアの受入にある(2)一般ボランティアへの協力依頼事項にある「⑦町に届けられた教援物資の仕分け、連搬、配布に関する仕分け等」の業務を行うにあたり、企画財政課と連携して実施していただくことから、掲載しているものです。このため、このまま企画財政課も掲載させていただきます。			企画財政課
180	183	〈図3-11〉大規模地震発生時の避難の流れにある④について、2 一時避難所への避難(住民の自主的避難)に記載がありません。	ご指摘を踏まえて修正します。	記載なし	(4)火災の危険や自宅に大規模な被害を受けた住民は、自主防災組織でまとまりながら、開設された指定避難所へ避難する。	福祉課
181	185	1 避難勧告、避難指示(緊急)の基準にある(2)地すべり等が発生する可能性があるとき(特に降雨の場合)について、宮代町には土砂災害計画区域や地すべり防止区域等がないことから削除してはどうでしょうか。	ご指摘を踏まえて削除します。			気象庁
182	185	1 避難勧告、避難指示(緊急)の基準に河川に関する基準がありません。町内には、水位周知河川の大落古利根川もあり、洪水浸水想定区域もあるので、検討が必要だと思います。	P185にある「1 避難勧告、避難指示(緊急)の基準」については、震災応急対策であるため、河川に関する記述をしていないところです。なお、風水害対策については、P282に河川 に関する基準を掲載しています。			気象庁
183	3 ∼		第3節 避難勧告・避難指示(緊急)及び第4節 屋内退避の指示について、避難の指示については、本部が行います。総務班には、本部で判断した内容について、住民やマスコミ等への情報提供をお願いたいと思っておりますので、このままとします。			総務課
184	189	1 対応の基本方針について、説明の内容から税務班は 該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 対応の基本方針 【総務班、税務班、健康介護班】	1 対応の基本方針 【福祉班、健康介護班】	税務課
185	189	2 避難行動要支援者に対する対策について、説明の内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 避難行動要支援者に対する対策 【総務班、企画財政班、税務班、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育推進班、消防署、社会福祉協議会】	2 避難行動要支援者に対する対策 【企画財政班、福祉班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設課、教育推進班、消防組合、社会福祉協議会】	税務課
186	189	(1) 初期情報の伝達及び安否確認の①にある「避難行動 要支援者見守り支援ネットワーク」については、「要援護 者見守り支援ネットワーク」に修正してください。また、他 の箇所の「避難行動要支援者見守り支援ネットワーク」も 「要援護者見守り支援ネットワーク」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
187	189	1 対応の基本方針について、説明の内容から福祉班も 該当すると思います。	見直し案のとおり修正します。	1 対応の基本方針 【総務班、税務班、健康介護班】	1 対応の基本方針 【福祉班、健康介護班】	福祉課
188	189	2 避難行動要支援者に対する対策についての(2)避難 行動要支援者の避難誘導及び避難所への収容の①にある「在宅の避難行動要支援者に対して避難誘導を実施する」を「在宅の避難行動要支援者に対して避難行動要支援者個別計画に基づき避難誘導を実施する」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			福祉課
189	191	3 保育園、幼稚園における園児の対策で「幼稚園・保育園」は福祉課の管轄のため、教育推進課を削除してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
190	191	3 保育園、幼稚園における園児の対策で「幼稚園・保育園」は総務班の役割が不明確であるので総務班を削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課

	_	•				□ <i>N</i> -1 1
整理 番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
191	192 • 193	第7章 避難の誘導及び搬送について、税務班は、発災 直後から被害状況調査を実施し、短時間で被害状況を取 りまとめ、正確な情報を本部に報告しなければならないた め、初期段階での避難誘導を同時並行で行うことは困難 です。そのため、初勤時に機動力が残されている課(班) に事務分掌を変更してください。	避難誘導については、情報収集とあわせて各班から派遣された職員と協力して対応いただきたいと思います。			税務課
192	194	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	見直し楽のとおり修正します。	自力避難不可能 → 避難所生活 可能 → 一般避難所生活 → 避難所生活 不可能 → 福祉避難所 避難可能 → 避難所生活 可能 → 一般避難所生活 → 避難所生活 不可能 → 福祉避難所	自力避難不可能 → 避難所生活 → 可能 → 指定避難所 → 不可能 → 福祉避難所 避難可能 → 避難所生活 → 可能 → 指定避難所 → 不可能 → 福祉避難所	住民課
193	195	「震度6弱以上の地震が発生したときは、避難所付近に 居住する職員であらかじめ指定された者が避難所を開設 する。」と記載されていますが、誰が指定するのでしょう か。	毎年、年度当初に避難所付近に居住する職員の中から選出し、町長に指定(決裁)していただく予定です。※指定に当たっては、負担軽減のため、1箇所あたり複数名を指定していただく予定です。			福祉課
194	195	1 避難所開設の流れについて、説明の内容から税務班 は該当しないと思います。	避難所の開設に際し、被害情報等の提供や避難所情報の収集を行っていただく記載に改めます。このため、担当としては記載したままとさせていただきます。		<図3-15> 被害情報等の提供・避難所情報の収集(税務班)	税務課
195	195	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
196	195	〈図3-15〉避難所の開設の流れのイメージ図において、 福祉避難所の設置があるが、福祉避難所は障がい者や 高齢者を対象とすることもあり、最優先で開設する必要が あると思います。このため、福祉避難所には、公設官相 社医療センター六花や宮代特別支援学校、町内の特別 養護老人ホーム等が考えられるのではないでしょうか。				社会福祉協議会
197	195	第8節 避難所の開設において、町民生活班の業務にベットとの共存があるが、避難所でのベットの飼育は各避難所の判断に委ねられる、ベットの飼育の可否は、開設の時点で判断されることから、ベットの共存に関する記載が必要と思われる。また、あわせてベットの飼育の可否を含めた避難所運営マニュアルの整備と避難所ごとの事前調整も必要であると思われる。	ご指摘を踏まえて、P200「(4)その他の留意点 ④ 避難者と共に避難した動物の取り扱い」に説明を追加します。		④ 避難者と共に避難した動物の取り扱い 避難者と共に避難した動物(盲導大、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、 避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、避難所での動物 の飼育については、飼育場所も含めて、避難所運営チームの判断によるものとす る。なお、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、避難所敷地で飼育する場合に は、屋外に飼育専用スペースを設置し、飼育させることとする。	町民生活課
198	199	1 避難所の運営組織について、説明の内容から健康介 護班も該当すると思います。	見直し案のとおり修正します。	1 避難所の運営組織 【福祉班、教育推進班】	1 避難所の運営組織 【福祉班、健康介護班、教育推進班】	福祉課
199	199	3 避難所の管理・運営上の留意点について、ケア付きの 仮数住宅があるので、まちづくり建設班も該当すると思い ます。		3 避難所の管理・運営上の留意点 【事務局、税務班、町民生活班、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育推進班】	3 避難所の管理・運営上の留意点 【事務局、税務班、町民生活班、福祉班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】	福祉課
200	200	ケア付仮設住宅建設は何班が行うのでしょうか。	応急仮設住宅の建設については、まちづくり建設班が行うことから、ケア付き仮設住宅の 建設も同様にまちづくり建設班で行います。ただ、その後の入居者に対するケアについて は、健康介護班からケアマネージャーの斡旋や福祉班によるサポート等が必要になると思 われます。			福祉課
201	200	4 避難所に必要な設備等において、避難所で必要な設備については、防災倉庫に備蓄されているものを優先的に使用することにしていますが、福祉避難所で必要となる設備や活品については、原が事前に対象となる能力を指表したが良いと思います。このため、防災倉庫の物資の使用については、福祉避難所となる施設の備蓄が不足した場合としてはどうでしょうか。		4 避難所に必要な設備等 避難所運営班は、次に掲げる避難所において、それぞれの区分に応じて必要な設 債 物品等を用意する。 また、用意に当たっては、避難者から必要な物品の数量等について調査し、可能 な限り確保するよう努める。 なお、避難所に必要な設備については、防災倉庫に備蓄されているものを優先し て使用することとし、不足するものについては、内容・数量を確定し、事務局に要請 する。	4 避難所に必要な設備等 避難所運営班は、それぞれの避難所において、必要な設備、物品等を用意する。 また、用意にあたっては、避難者から必要な物品の数量等について調査し、可能 な限り確保するよう努める。 なお、避難所に必要な設備については、避難所で備蓄しているものを優先して使 用することとし、不足するものについては、防災倉庫に備蓄されているものを使用 し、使用後は速やかに使用した内容・数量を事務局に報告する。	社会福祉協議会
202	201	5 避難行動要支援者等や女性への配慮について、説明 の内容から産業観光課は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	5 避難行動要支援者等や女性への配慮 【事務局、福祉班、健康介護班、産業 観光班、教育推進班】	5 避難行動要支援者等や女性への配慮 【事務局、福祉班、健康介護班、教育権進班】	産業観光課
203	203	2 帰宅困難者への情報の提供の(2)町の対策につい て、税務班は、発災直後から被害状況調査を実施し、短 時間で被害状況を取りまとめ、正確な情報を本部に報告 しなければならないため、初期段階での避難誘導を同時 並行で行うことは困難です。そのため、初勤時に機動力 が残されている課(班)に事務分掌を変更してください。	避難誘導については、情報収集とあわせて各班から派遣された職員と協力して対応いただ きたいと思います。			稅務課

整理番号		質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
20	4 203	第10節 帰宅困難者への支援について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	掲載内容のままとします。 ※産業観光班の「10 東武動物公園との連絡調整」の中で対応いただく予定です。			産業観光課
20	5 205	第11節 町外被災地からの避難の受入において、町外 の被災地からの避難者は避難所へ行くと思います。この ため、避難所を運営する課にお願いした方が業務がス ムーズになると思います。	見直し案のとおり修正します。	第11章 町外被災地からの避難の受入 1 町外避難者への支援目的 【事務局、住民班】 2 町外避難者の避難所への収容 【事務局、住民班】	第11章 町外被災地からの避難の受入 1 町外避難者への支援目的 【事務局】 2 町外避難者の避難所への収容 【事務局、福祉班、健康介護班、教育推進班】	住民課
20	6 207	第4節の1 被災地内の交通対策について、説明の内容 から産業観光課は該当しないと思います。	注1において、まちづくり建設班長から協力要請を行われるため記載しているものです。			産業観光課
20	7 207	注1にまちづくり建設班長が本部を通じて、産業観光班長 に対して協力要請を行うとあるが、この注意書きのもとと になる本文はどこになるのでしょうか。	1 被災地内の交通対策の(4)の3行目に注1があります。			産業観光課
20	8 210	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
20	9 211	〈表3-21〉緊急輸送道路想定路線にある3つの県道については、町内すべてが指定区域となっていないので、以下の通り修正してください。 ・さいたま幸手線(全域) ・春日部久喜線(中島交差点~久喜市境) ・連田杉戸線(中島交差点~清地橋)	ご指摘を踏まえて修正します。			県土整備事務所
21	0 215	2 ガスの供給について、ライフライン関係は企画財政課 が担当ではなななりましたが、ガスの供給、確保)について は、企画財政課が担当するのでしょうか。	ライフラインについて、ライフラインの応急活動に関しては企画財政班は担当外としました。 ただ、燃料の確保に関しては、物資の調達の一環として企画財政班にお願いしたいと思いますので、このままとします。			企画財政課
21	1 217	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
21	217 2 • 219	1 被害情報の把握について、地震等の災害情報の取りまとめと本部への報告は、「税務班」ですが、給水の取り扱いが違うのはなぜですか。	給水設備については、まちづくり建設班が管理しているため、直接本部へ報告することとしておりましたが、情報を一元管理できるよう見直し案のとおり修正します。	2 給水体制の確立 (5)まちづくり建設短は、総務班を通じて防災行政無線等により、給水時間、給水場 不管なた日にに済せるしまり、自己もた料本質を用して給水活動について用物機	1 被害情報の把握 (1)災害が発生した場合、まちづくり建設班は、住民からの被害に関する通報を取りまとめるとともに、自らも町内をパトロールすることによって情報を収集し、税務班にその結果を報告する。また、稅務班は、各防災関係機関から得られた情報をまちづくり建設班に連絡する。2 給水体制の確立 (5)まちづく)建設班が収集した情報は、総務班を通じて防災行政無線等により、給水時間、給水場所等を住民に伝達する。また、まちづくり建設班は、自らも広報車等を用いて給水活動について周知徹底を図る。	税務課
21	3 219	(3)飲料水の確保について、災害用井戸は町では水質検査を行っていないこと、所有者とは生活用水としての利用を目的に協定を結んでいること、災害時には県水を利用してよいことになっていること、飲料貯留槽は使用者が利用するため、水の確保が難しくなり優先度が低くなること、上水道担当ではる過機を所有していないことを踏まえて、以予ル場の水(2)県水駅の水(2)県水駅町電信(公共・民間)の水(3)アールの水を浄化した水(ただし、ブールの水を消防活動に活用する場合は消防活動が優先)(6)民間の事業者等が所有する井戸の水	見直し楽のとおり修正します。	(3)飲料水の確保 飲料水については、次の順位で確保していく。 ①浄水場の水 ②飲料貯水槽(公共・民間)の水 ③災害対策用井戸(公共・民間)の水 ④ブールの水を浄化した水(ただし、プールの水を消防活動に活用する場合は消防 活動が優先) (5)民間の事業者等が所有する井戸の水	(3)飲料水の確保 飲料水については、次の順位で確保していく。 ①浄水場の水 ②栗水の水 ③飲料貯留槽(公共・民間)の水 ④災害対策用井戸(公共・民間)の水 ⑤ブールの水を浄化した水(ただし、プールの水を消防活動に活用する場合は消防 活動が優先) ⑥民間の事業者等が所有する井戸の水	まちづくり建設課
21	4 220	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
21	5 223	(4)米穀の調達の③関東農政局にある応急用米穀の引き渡し方法に変更があったので、以下の通り修正してください。 産業観光班は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、本部に報告した後、あらかじめ知事から指示される節囲内で農林水産省政策統括官又は関東農政局に対し、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」(平成29年4月13日付政策統括官付貿易業務課長通知)に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。	見直し案のとおり修正します。		る範囲内で、農林水産省政策統括官、又は関東農政局に対し、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」(平成29年4月13日付政策統括	関東農政局

			地域防災計画。	收訂案に対する質問事項への回答等		資料1
整理番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
21	3 224	3 炊き出しの実施の②において、教育推進班とすべきと ころが、教育推進課となっているので、教育推進班に修正 してください。	見直し楽のとおり修正します。	②福祉班、健康介護班及び教育推進班は、避難所生活が長期化するおそれがある と判断した避難所については、その旨を本部に報告する。事務局は、教育推進課に その旨を伝達した後、本部の指示に基づき全国農協食品株式会社に対し、学校給 食センターにおける炊き出しの協力を要請する。	②福祉班、健康介護班及び教育推進班は、避難所生活が長期化するおそれがある と判断した避難所については、その旨を本部に報告する。教育推進班は、本部の指示に基づき全国農協食品株式会社に対し、学校給食センターに炊き出しの協力を要請する。	教育推進課
21	225	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
21	3 227	(5)生活必需品の配分については、避難所における内容であるため「(5)生活必需品の配分」から「(5)選難所の生活必需品の配分」」がら「(5)避難所の生活必需品の配分」に修正してください。		(5)生活必需品の配分	(5)避難所における生活必需品の配分	福祉課
21	228	〈表3-21〉災害廃棄物への対応の流れについて、久喜宮 代衛生組合への指示系統が事務局と町民生活班の2系 統となっています。指示系統は業務上関連のある町民生 活班1つに絞った方が良いと思います。	プル協力のオラブ セニズ幼女町R上洋町のカレ ナナ			久喜宮代衛生組合
22	228	画、ごみの収集計画、し尿の収集及び処理計画、一般廃	6つの計画については、災害時にごみの収集や処理を行う上で、必要と考えられる各種計画を掲載していましたが、「災害時における業務運営マニュアル」で対応するようですので、これらの計画を削除し、「災害時における業務運営マニュアル」に修正します。			久喜宮代衛生組合
22	228	〈表3-21〉災害廃棄物への対応の流れにおいて、久喜宮 代衛生組合からまちづくり建設班に指示系統があります が、指示事項があるのでしょうか。	久喜宮代衛生組合からまちづくり建設班への指示系統はありません。このため、まちづくり 建設班への指示系統は、町の情報を一元管理する税務班から町民生活班を通じて伝える 1系統に修正します。			久喜宮代衛生組合
22	2 228	2 基本的な考え方の(1)災害廃棄物の範囲の②一般廃棄物(生活ごみ)について、ごみの種類に「有害ごみ」を追加してください。	ご指摘を踏まえて、「有害ごみ」を追加します。また、一般廃棄物(生活ごみ)の標記は「生活ごみ」に統一します。			久喜宮代衛生組合
22	3 228	1 災害廃棄物への対応の流れについて、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 災害廃棄物への対応の流れ 【事務局、企画財政班、税務班、町民生活班、福 祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】	1 災害廃棄物への対応の流れ 【事務局、税務班、町民生活班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】	企画財政課
22	228	〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れについて、この図では、久喜宮代衛生組合が主体的に災害対策業務にあたる記載になっており、計画全体をこのような形に見直すべきだと思います。なお、計画を見直しても、久喜宮代衛生組合には、災害対策業務に当たるだけの相当数の職員がいるので、自主的に多くの業務に対応できると思います。	アドバイスとして受け賜ります。			町民生活課
22	228	〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れの町民生活班の 業務に「施設の復旧対策」とありますが、どの施設の復旧 対策なのでしょうか。	施設の復旧は、久喜宮代衛生組合が行う業務となりますので、町民生活班から久喜宮代衛生組合へ移動します。			町民生活課
22	228 5 • 229	〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れについてでは、久 喜宮代衛生組合が主体的に行う記載となっていますが、 3 情報の収集炎災害廃棄物の種類に応じた計画の策定 (2)ごみ処理計画の策定については、町民生活班がごみ 処理計画を策定するようになっています。	ご指摘を踏まえ、見直し楽のとおり修正します。	3 情報の収集と災害廃棄物の種類に応じた計画の策定 (1)情報の収集 災害が発生した場合は、次の被害情報を収集・分析する。 ①し尿処理施設及びごみ処理施設の被害情報(収集車含む)(久喜宮代衛生組合) ②即氏の観察は、稅務強(情報収集班) (2)可内の被害状況(稅務強(情報収集班)) (2)ごみ処理計画の策定 町民生活班は、稅務強(情報収集班)が収集した情報を久喜宮代衛生組合に提供するとともに、こみ処理計画の策定 町民生活班は、稅務強(情報収集班)が収集した情報を久喜宮代衛生組合に提供するとともに、こみ処理計画の策定に向けて必要な関係機関との調整を行う。なお、こみ処理計画については、久喜宮代衛生組合に作成を依頼することもできる。 また、計画の策定に当たっては、次の事項を含めたものとする。 (1)ごみ収集の便先順位(種類別) (2)収集及び処理方法 ③一時仮置き場の選定 ④収集ルート (⑤応提体制の確保 (⑥住民への周知方法 ⑦その他の必要事項	3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理 (1)情報の収集 (1)情報の収集 災害が発生した場合、町民生活班は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合から収 集する。また、あわせて、税務班が収集した情報(町内の被害状況、避難所の開設 状況及び避難者数)を久喜宮代衛生組合に提供する。 (1)ごみ処理施設の被害状況 (2)に尿処理施設の被害状況等 (2)マニュアルに基づく廃棄物の処理 久喜宮代衛生組合は、町からの情報を踏まえ「災害時における業務運営マニュアル」に基づき、計画的にごみ・し尿の収集を行う。	町民生活課

			地域防災計画。	收訂案に対する質問事項への回答等		資料1
整理 番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
227	229	3 情報の収集と災害廃棄物の種類に応じた計画の策定において、ごみ処理計画については、久喜宮代衛生組合に作成を依頼することもできるとなっていますが、計画の策定については町の事務なのではないでしまうか。また、〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れにある6つの計画との関係はどうなっているのでしょうか。	本来、ごみの収集や処理は、町で行うべきではありますが、宮代町ではごみの収集や処理 を久喜宮代衛生組合で行っています。このため、ごみの収集や処理方法に精通している人 喜宮代衛生組合が作成することが適当と思われるため、町民生活課だけでなく、久喜宮代 衛生組合でも作成ができるようにしておりました。また、ここでいう計画は、〈図3 - 21〉災害 廃棄物への対応の流れにあるごみ処理に関する計画のことを指しますが、現在、久喜宮代 衛生組合では、「災害時における業務運営マニュアルを作成しているようですので、当該 マニュアルが活用できるよう見直し案のとおり修正させていただきます。	するとともに、ごみ処理計画の策定に向けて必要な関係機関との調整を行う。なお、	3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理 (1)情報の収集 災害が発生した場合、町民生活班は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合から収集する。また、あわせて、税務班が収集した情報(町内の被害状況、避難所の開設 状況及び避難者数)を入宴宮代衛生組合に提供する。 (1)ごみ処理施設の被害状況 ②し尿処理施設の被害状況 ③収集車の被害状況 (2)し尿処理施設の被害状況 (2)以ア処理施設の被害状況 (2)マニュアルに基づく廃棄物の処理 入喜宮代衛生組合は、町からの情報を踏まえ「災害時における業務運営マニュアル」に基づき、計画的にし尿・ごみの収集を行う。	久喜宮代衛生組合
228	230	〈表3-24〉仮設トイレ設置基準で、仮設トイレの設置台数 が「約80人/1台」となっていますが、「1台/約80人」で はないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。			_
229	230	行うことになっていますが、久喜宮代衛生組合には消毒	し尿・処理計画とし尿の収集及び処理計画は同じものとなりますので、これらの計画についても、災害時における業務運営マニュアル」に修正させていただきます。また、ご指摘のあった災害後の消毒業務については、保健センターが対応していますので、見直し業のとおり、保健センターに対応をお願いしたいと思います。	(6)汲み取り及び消毒依頼 仮設トイレを設置した場合、町民生活班は久喜宮代衛生組合に対し、設置場所、 設置数等を報告し、し尿収集・処理計画に基づき、定期的に汲み取りや消毒を実施 するよう依頼する。	(6) 汲み取り及び消毒依頼 仮診トイレを設置した場合、町民生活班は久喜宮代衛生組合に対し、設置場所、 設置数等を報告し、災害時における業務運営マニュアルに基づき、定期的に汲み取りを実施するよう依頼する。なお、汲み取り後の消毒については、健康介護班に依頼 するものとする。	久喜宮代衛生組合
230	231	5 一般廃棄物(生活ごみ)の(2)処理方法にある「一般 の廃棄物」については「一般廃棄物」に表現を修正してく ださい。	ご指摘のありました一般廃棄物については、「生活ごみ」の表記で統一させていただきます。			久喜宮代衛生組合
231	231	6 がれき(災害廃棄物)の処理の(3)県との調整では、 久喜宮代衛生組合と県とで協議を行うとなっていますが、 町は協議に参加しないということでしょうか。	P233の〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れの中で、まちづくり建設班が「がれきの搬送 及び処分」について行うことになっていることから、県との協議については、まちづくり建設 班が参加することになります。			久喜宮代衛生組合
232	231	6がれきの処理の担当班について、説明の内容から福祉 班、健康介護班、教育推進班は該当しないと思われる。	見直し案のとおり修正します。	6 がれき(災害廃棄物)の処理 【事務局、町民生活班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】	6 がれきの処理 【事務局、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合】	福祉課
233	232	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
234	233	1 行方不明者の捜索及び救出について、説明の内容から福祉班は該当しないと思われる。	《表表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災~3日)にある「2 行方不明者の把握及び搜索」については、避難所の避難者名簿を元に行方不明者を把握していただ〈予定ですので、福祉課のほか、健康介護課、教育推進課についても、行方不明者の把握を追加します。また、搜索については、主として消防署職員や消防団員が行いますが、必要に応じて、情報提供等の協力を求めることもあるため記載しています。	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、消防機関】	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、健康介護班、教育推進班、消 防組合、消防団】	福祉課
235	233	2 教出活動の実施の(4)教出活動において、住民班から福祉班に所管替えしていますが、福祉班で担当する理由も不明であり、かつ、業務も膨大で実施が困難であるため、所管を住民班に戻してください。	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災~3日)にある「2 行方不明者の把握及び搜索」については、避難所の避難者名簿を元に行方不明者を把握していただ〈予定ですので、福祉課のほか、健康介護課、教育推進課についても、行方不明者の把握を追加します。また、搜索については、主として消防署職員や消防団員が行いますが、必要に応じて、情報提供等の協力を求めることもあるため配載しています。	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、消防機関】	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、健康介護班、教育推進班、消 防組合、消防団】	福祉課
236	233	3 遺体の搜索において、住民班の人数では遺体の搜索 は人数的に難しいと思います。	見直し案の通りとします。	3 遺体の捜索 住民班長は、災害救助法が適用された場合、救助活動が迅速に進むよう県と調整 を行い、調整結果を本部に報告する。	3 遺体の搜索 住民班長は、災害救助法が適用された場合、被災者の搜索を行う警察署や消防組 合、消防団等による救助活動が迅速に進むよう県や関係機関と調整を行う。なお、 調整した結果について本部に報告するものとする。	住民課
237	234	2 遺体の検索の(2)において、健康介護班が住民班と 遺体の洗浄等を行うことになっているが、発災後は受傷 者が多数おり、生存者に対する処置が優先されることか ら、健康介護班は削除してください。	見直し案のとおり修正します。	(2)検案後、必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。また、住民班及び健康介護班は、医師の指示のもと遺体の洗浄、消毒等を行う。	(2) 医師は、検案後、必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。また、住民班も、医師の指示のもと遺体の洗浄、消毒等を行う。	健康介護課
238		1 児童・生徒の安全確保の(2)在宅時の対応において、 教育推進班とすべきところが、教育委員会となっているので、教育推進班に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	(2) 在宅時の対応 ①夜間、休日等に地震が発生した場合、校長は、被害状況を確認した後、教育推進班と相談し、必要に応じて、休校の措置を取る。 なお、教育推進班と連絡が取れない場合は、校長の独自の判断で休校等の措置 を取り、その後速やかに、教育委員会にその旨を報告する。	(2) 在宅時の対応 ①夜間、休日等に地震が発生した場合、校長は、被害状況を確認した後、教育推 進班と相談し、必要に応じて、休校等の措置を取る。 なお、教育推進班と連絡が取れない場合は、校長の独自の判断で休校等の措置 を取った後、速やかに、教育教育推進班にその旨を報告する。	教育推進課

			地域防災計画	枚訂案に対する質問事項への回答等		資料1
整理 肾号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
239 2	242	第1節 利用者等の安全対策・避難誘導について、施設 の管理者が行うべきであり、避難誘導については自主防 災組織が主体的に行うことから、福祉班は該当しないと 思われる。	ご指摘を踏まえて削除し、担当は無しとます。			福祉課
240 2		4 施設の点検基準について、施設の点検を行うのは施 設管理者だと思うので、施設管理者を追加してください。 また、企画財政課は該当しないと思うので削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。なお、企画財政課は本部である庁舎の管理者ですので、担 当課としては、このままとします。	4 施設の点検基準 【事務局、企画財政班】	4 施設の点検基準 【事務局、企画財政班、町民生活班、福祉班、健康介護班、 産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】	企画財政課
241 2	243	1 被害情報の把握及び非常体制の整備にある東京電力 株式会社及び東京電力春日部支社については、分社化 に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド株 式会社に修正してください。	見直し楽のとおり修正します。	確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置を実施する。 (2)災害応急対策を円滑に実施するため、社内に非常災害対策本部を設置し、必要 に応じて、本部に社員を派遣し、綿密な連携体制を確立する。 (3)本部長は、震災により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合	1 被害情報の把握及び非常体制の整備 (1)東京電力パワーグリッド株式会社は、設備の被害状況を把握し、復旧に必要な 資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措 置を実施する。 (2)実害応急対策を円滑に実施するため、社内に非常災害対策本部を設置し、必要 に応じて、宮代町災害対策本部に社員を派遣し、総密な連携体制を確立する。 (3)宮代町災害対策本部本部長は、震災により電力施設に被害が生じ、又は、生じ るおそれがある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社に通報し、その応急対策 について協力する。	東京電力
242 2	243	2 応急対策の実施にある東京電力株式会社については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリット株式会社に修正してください。また、非常災害対策マニュアルを防災業務計画に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	2 応急対策の実施 (1)応急工事の基本方針 設備の復旧は、恒久的な復旧工事を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、 被害状況等によりやむを得ない場合は、応急工事とする。 (2)応急工事の基準 電力設備に被害が生じた場合、東京電力株式会社は、非常災害対策マニュアルに 基づき、速やかに応急対策を実施する。	2 応急対策の実施 (1)応急工事の基本方針 設備の復旧は、恒久的な復旧工事を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、 被害状況等によいやむを得ない場合は、応急工事とする。 (2)応急工事の基準 電力設備に被害が生じた場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、防災業務計 画に基づき、速やかに応急対策を実施する。	東京電力
243 2	243	5 住民に対する安全対策にある東京電力株式会社及び東京電力春日部支社については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンターに修正してください。	見直し楽のとおり修正します。	5 住民に対する安全対策 災害により電力施設が被害を受け、住民生活に危険を及ぼしかねない状況にある 場合、東京電力株式会社は、施設の周囲について安全を確保するとともに、事故防 止のための適切な対策を講じ、住民に対して、以下の事項を広報する。 (1) 断線・垂下している電線にみだりに触らないこと (2) 不良個所(電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等)を発見した場合は、速やか に東京電力寿日部支社に連絡すること (3) 無断昇柱、無断工事は禁止すること (4) 浸水、雨淵りにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこ と。また、使用する場合は、始線検査を受けた上で使用すること (5) 屋外に避難するときは、安全器具又はブレーカーを必ず切ること (6) 警戒貞言が発せられた場合は、不必要な電気器具のコンセントは抜くこと (7) 地震発生時は、使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと (8) その他、事故防止のため留意すべき事項	5 住民に対する安全対策 災害により電力施設が被害を受け、住民生活に危険を及ぼしかねない状況にある 場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、施設の周囲について安全を確保すると ともに、事故防止のための適切な対策を講じ、住民に対して、以下の事項を広報す る。 (1) 断線・垂下している電線にみだりに触らないこと (2) 不良個所(電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等)を発見した場合は、速やか に東京電力エナジーパートナー株式会社に連絡すること (3) 無断男は、無断工事は禁止すること (4) 浸水、雨漏りにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること (5) 屋外に避難するときは、安全器具、又はブレーカーを必ず切ること (6) 警戒宣言が発せられた場合は、不必要な電気器具のコンセントは抜くこと (7) 地震発生時は、使用の電気器具のコンセントをただちに接くこと (8) その他、事故防止のため留意すべき事項	東京電力
244	~	ライフラインは道路占用をしているものと思われることから、道路復旧と併せて、まちづくり建設班を担当とした方的調整しやすいと思います。また、情報の提供だけであれば税務班を担当とすることでもよいと思います。 P243電気施設、P244ガス施設、P245電気通信施設、 P353雪害対策	ご指摘に基づき、以下のとおり修正します。 第1節電力施設 2 応急対策の実施・・企画財政班を削除 3 復旧目標・・・企画財政班を削除 5 住民に対する安全対策・・総務班を削除 第2節 ガス施設 1 都市ガス・・事務局及び企画財政班を削除 2 LPガス・・事務局及び企画財政班を削除 第3節 電気通信施設 1 応急対策・・・事務局、企画財政班を削除 2 復旧対策・・・事務局、企画財政班を削除 第 8章 雪害対策 7 ライフラインの確保・・・企画財政班を削除(まちづくり建設班へ修正)			企画財政課
245	247	2 応急対策について、説明の内容から企画財政課は該 当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 応急対策 【事務局、企画財政班、税務班、健康介護班、まちづくり建設班】	2 応急対策 【事務局】	企画財政課
246	248	3 帰宅困難者対策について、地震災害時の対応を踏ま えて再考してください。	見直し案のとおり修正します。	3 帰宅困難者対策 【事務局、税務班】	3 帰宅困難者対策 【事務局】	税務課
247 2	250	1 応急危険度判定等の実施にある「住民に危険を促す」は「住民に危険を知らせる」の方が良いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設
248 2	250	1 応急危険度判定等の実施にある「被災建築物応急危 険度判定及び被災宅地配急度判定(以下「応急危険度判 定等」という。)」を「応急危険度判定等」に修正してくださ い。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設
249 2	250	第17章 応急住宅対策の2 応急危険度判定等の流れの(1)応急危険度判定等実施本部の設置では、地震になり建築物が被災した場合等に「応急危険度判定等実施本部」を設置することになっていますが、これ以降の文章に「応急危険度判定等実施本部」がない部分があります。	被災建築物応急危険度判定は「地震」の場合に実施し、被災宅地危険度判定については、「地震、又は降雨等の災害」の場合に実施します。このため、応急危険度判定等実施本部については、地震による災害である第3章第1部(震災応急対策計画)にのみ記載しています。			まちづくり建設!

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
25		(3)判定作業の広報にある「応急危険度判定実施本部長 (まちづくり建設班長)」を本部の名称(応急危険度判定等 実施本部)にあわせて、「応急危険度判定等実施本部長 (まちづくり建設班長)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			町民生活課
25	1 251	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
25	2 251	〈図3-24〉被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危 険度判定の流れにある「応急危険度判定実施本部(まち づくり建設班)」を本部の名称(応急危険度判定等実施本 部)にあわせて、「応急危険度判定等実施本部(まちづくり 建設班)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			町民生活課
25	3 251	4 指導・相談にある「応急危険度判定実施本部長(まちづくり建設班長)」を本部の名称(応急危険度判定等実施本部)にあわせて、「応急危険度判定等実施本部長(まちづくり建設班長)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			町民生活課
25	4 252	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。 見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
25	5 261	〈表3-28〉風水害時における職員配備及び災害対策本 部の設置基準の第1配備で、「■災害の要員が発生した」 は「■災害の要因が発生した」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。			_
25	6 263	〈表3-28〉風水害時における職員配備及び災害対策本 部の設置基準の欄外の注2に時間雨量が決められてい ます。過去の被害から町が決めた雨量なのでしょうか。	ご指摘のとおり、町独自の基準となります。			気象庁
25		〈図3-27〉洪水予報伝達系統の流れにおいて、利根川上流河川事務所及び荒川上流河川事務所からの情報が大利根出張所や熊谷出張所を経由して町へ伝達されることになっていますが、現在は出張所を介さずに直接情報を町へ流しているので、修正してください。				利根川上流河川事 務所
25	8 26 5	(3) 水位・雨量の情報について、野田堰は白岡市内にあるので、以下のように修正してください。 (3) 水位・雨量の情報 町内を主要な受益地とする野田堰及び町内にかかる主要な堰である万年堰~。	見直し案のとおり修正します。	(3)水位・雨量の情報 町内にかかる主要な堰である野田堰及び万年堰の情報は~。	(3)水位・雨量の情報 町内を主要な受益地とする野田堰及び町内にかかる主要な堰である万年堰の情報は~。	春日部農林振興セン ター
25	9 •	〈表3-29〉注意報の発表基準にある大雨注意報と洪水注意報については、雨量基準から指数基準へ変更になって いるので、以下のとおり修正してください。 大雨注意報・表面雨量指数 10 洪水注意報・流域雨量指数 大落古利根川流域=12.9、 姫宮落川流域=41 複合基準 大落古利根川流域= (6,129)、姫宮落川流域=(6,129)、姫宮落川流域=(5,4.1)	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
26	0 · 268	《表3-30》警報の発表基準にある大雨警報(浸水害)と洪 水警報については、雨量基準から指数基準へ変更になっ ているので、以下のとおり修正してください。 大雨警報(浸水害)、表面雨量指数 18 洪水警報、流域雨量指数 大落古利根川流域=16.3、姫 宮落川流域=5.2 指定河川洪水予報による基準 利根 川上流部(栗橋)				気象庁
26	1 269	〈表3-31〉特別警報の発表基準にある雨に関する50年に一度の値(目安)(宮代町)については、平成29年3月に修正になっているので、以下のとおり修正してください。 -48時間降水量:321mm⇒318mm -3時間降水量:133mm⇒132mm -土壌雨量指数:208⇒206	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
26	2 274	1 町内における主要河川等の監視及び関係機関への報告にある課の順番について、税務課が先頭ではないと思います。	課の順序は「実施担当一覧」の順で並べており、業務の優先度によるものではありません。			税務課

整理番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し来	質問者
26	278 3 • 279	〈表3-36〉Fスケール(藤田スケール)について、気象庁では、藤田スケールを改良し、より精度よく突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田スケール(JFFスケール)」を中成27年12月に策定し、平成28年4月から突風調査に使用しているため、日本版改良藤田スケールに修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
264	4 282	(2) 避難勧告発令等の基準について、避難準備・高齢者 等避難開始の発令基準に警報雨量基準を用いています が、雨量基準はありません。内閣府避難勧告等に関する ガイドライン等を参考に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
26	5 284	第6節 避難行動要支援者等の対策については、第3編 第1部第9章第6節に準じるため、担当課も同じにしてくだ さい。	見直し案のとおり修正します。	【総務班、福祉班】	【総務班、企画財政班、住民班、税務班、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育 推進班、消防組合、社会福祉協議会】	福祉課
26	6 291	第1節 災害復旧・復興の基本方針の文中に、「被害の程度によって」とありますが、この文章が入ると意味がおかしくなると思います。		第1節 災害復旧・復興の基本方針 災害の復旧・復興にあたっては、被害の程度によってそれぞれ次の方針にもとに 実施する。	第1節 災害復旧・復興の基本方針 災害の復旧・復興にあたっては、それぞれ次の方針にもとに実施する。	住民課
26	7 293	3 激甚災害指定の促進において、本文中に「班課長」と あるが、班長又は課長になるのではないでしょうか。	わかりづらくて申し訳ありません。 朱書きの文字が使いした文字、緑の文字が削除した文字となります。 このため、ここでは「班長」として記載しています。			住民課
26	8 296	イラスト内の文字の位置がおかしいと思います。見栄えも 悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。まちづくり建設班を本部組織図から削除しました。			住民課
26	9 296		まちづくり建設班は災害復興対策本部のメンバーではありません。まちづくり建設班は、災害復興対策本部の指揮のもと、復興事業を中心となって実施していただくため、図中に記載していました。ご指摘を踏まえ、図中から削除します。			住民課
270	0 298	《図4-2》義援金等の受入経路図において、義援金等が 日本赤十字社埼玉県支部から災害対策本部、流れてい くようになっていますが、義援金等は県配分委員会で決 定された計画に基づき市町村に送付することから、そのよ うに図を修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			赤十字奉仕団
27	1 298	1 義援金等の受入について、義援金は災害対策本部に 寄託されるものであるため、本部も含めてください。また、 受入にあたり現金収納や領収書の発行といった業務も伴 うことから会計班も含めてください、なお、会計班には保 管だけでなく、受入の協力もお願いしたいと思います。	見直し案のとおり修正します。 また、〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の会計班の救助・救命期(発災~3日)にある 「2 義援金の保管」も「2 義援金の保管・受入れ」に修正します。	1 義援金等の受入 【福祉班】	1 義援金等の受入 【事務局、福祉班、会計班】	福祉課
27:	2 299	3 義援金品の配分において、本文中、「災害対策本部で 決定した配分計画に基づき〜」となっていますが、〈図4ー 2〉義援金等の受入経路図では、県配分委員会の決定に 基づき市村に送付するとしています。このため、両者の 整合性を図る必要があると思います。	見直し案のとおり修正します。	3 義援金品の配分 応急対策上、~福祉班において有効に活用する。 義援金については、被害状況の確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、災害 対策本部で決定した配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。な お、配分計画の立案は、福祉班において行う。また、被災者に対する配分に際して は、自主防災組織等に協力を要請し、迅速に対応する。	3 義援金品の配分 応急対策上、~福祉班において有効に活用する。 義援金については、被害状況の確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、日本 赤十字社埼玉支部にある原配分委員会で決定された配分計画に基づき、町に配分 される。このため、配分された義援金等については、福祉班で配分計画を立案し、災 害対策本部で配分計画を決定した後、その一部又は全部を公正に配分する。また、 被災者に対する配分に際しては、自主防災組織等に協力を要請し、迅速に対応す る。	赤十字奉仕団
27:	3 •	〈表4-2〉災害住民相談対応事項において、「○○班」の あとに「課」を入れる必要はないのではないでしょうか。また、「班」と「課」の違いも判らないのですが。	わかりづらくて申し訳ありません。 朱書きの文字が追加した文字、緑の文字が削除した文字となります。 このため、ここでは「○○班」として記載しています。 ちなみに、「課」は平常時の体制、「班」は災害対策本部設置後の体制を言います。			住民課
274	4 300	(表4-2)災害住民相談対応事項にある環境相談については、町民生活班と久喜宮代衛生組合とで対応することになっていますが、久喜宮代衛生組合で対応できないものもあります。相談内容に応じて、町民生活班と久喜宮代衛生組合とで分けてください。	なお、災害時は相談先がわからない住民から業務の対象外となる相談もあると思います	環境相談 町民生活班 ごみ、瓦礫、住宅の解体、撤去相談生活衛 生、動物 久喜宮代衛生組合 保護等の相談	環境相談 町民生活班 生活衛生、動物保護等の相談等 久喜宮代衛生組合 生活ごみ、がれき、住宅の解体・撤去相談 等	久喜宮代衛生組合
27	5 307	第7節 職業(仕事)のあっ旋(関係機関)について、労働 局の窓口は産業観光班であると思うので、産業観光班に 修正してください。	見直し案のとおり修正します。	第7節 職業(仕事)のあっ旋(関係機関) 【福祉班】	第7節 職業(仕事)のあっ旋(関係機関) 【産業観光班】	福祉課
270	6 316	通常業務を継続しなければならない状況下で、その他の 災害・事故対策編における一部の災害が発生した場合、 情報収集等の役割の整理が必要と思われます。	見直し案のとおり修正します。	第1章 基本方針 一般的に~定めているところである。 そのため、~定めるものである。	第1章 基本方針 一般的に〜定めているところである。 そのため、〜定めるものである。 なお、災害の発生により災害対策本部の設立が必要となった場合については、「第 3編 災害応急対策編」に準じて対応するものとする。	税務課

			地域防災計画	改訂案に対する質問事項への回答等		資料1
整理番号	頁	質問	見解-対応	改訂案	見直し案	質問者
27	7 31	消防署では消火栓の整備はしていません。消火栓は町が 整備しています。	見直し案のとおり修正します。	(3)消防署は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努める。	「(3)消防署は、大規模火災に備え、防火水槽の整備に努め、あわせて町も消火栓 の整備に努める。」に修正します。	消防署
27	8 32	イラスト内の文字の位置がおかしいと思います。見栄えも 悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
27	9 32	2 3 消火活動にある「指揮所」を「指揮本部」に修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			消防署
28	32	4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動について、説明の内容から税務班は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【企画財政班、税務班、まちづく り建設班】	4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【企画財政班、まちづくり建設 班】	税務課
28	32:	大規模火災対策 6 施設・設備の応急復旧活動は、被 災した公共施設の応急復旧ということでしょうか。それで あれば、公共施設担当部署も入れた方が良いと思いま す。	ご指摘のとおり、公共施設の管理者を追加し、見直し楽のとおり修正します。	6 施設・設備の応急復旧活動 【企画財政班】	6 施設・設備の応急復旧活動 【企画財政班、町民生活班、福祉班、まちづくり建設班、教育推進班】 ※応急復旧対象の施設 ・庁舎、旧いきがい活動センター(企画財政班) ・進修館(町民生活班) ・保育園(福祉班) ・上下水道施設等(まちづくり建設班) ・学校、ぐるる、資料館(教育推進班)	企画財政課
28	32.	第4節 サリン等による人身被害対策について、第3章第 1節から第3節の配述に比べて詳細に書かれています。 このため、配述内容(レベル)を合わせる必要があるので はないでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	第3章 危険物等災害対策 第1節 危険物施設 1 予防対策 2 応急対策 第2節 高圧ガス災害対策 1 高圧ガス災害が対策 2 高圧ガス災害の急対策計画 第3節 毒物・劇物災害対策 1 予防対策 2 応急対策計画 第4節 サリン等による人身被害対策 1 災害予防 1 災害予防 1 災害予防 1 災害予防 2 応急対策 1 災害予防 2 応急対策 【事限に対応できるよう、関係機関との連携体制、職員の非常参集体制 を整備するものとする。 2 応急対策 【事務局、税務班、消防署】 (1) 町は、町内でサリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合 に、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携体制、職員の非常参集体制 を整備するものとする。 2 応急対策 【事務局、税務班、消防署】 (1) 町の責務 (1) 町の責務 (1) 町の責務 (1) 町の責務 (1) 町の責務 (2) 応急措置 (1) 原因究明 町は、果と連絡を密にして、県による原因究明のための調査に協力するととも (2) 応急措置 (1) 原因究明 町は、原と連絡を密にして、県による原因究明のための調査に協力するととも (2) 応急措 (2) の責命を持ち、に応急対策としてきてに実施した事項や今後の対応策につ いて、県に報告するとともに、応急対策としてすでに実施した事項や今後の対応策について、県に報告するとともに、応急対策としてすでに実施した事項や今後の対応策について、単一知発生る。 (3) 東上列発生る。 (3) 東上列発生る。 (3) 東上列発生る。 (3) 東土列発生等の措施を連携し、法令の定めるところにより、人身被害に関わる建築物、車両、船舶、その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にい もものを退去させるものとする。 (4) 教助・教助 教出・教助 教出・教助 教出・教助 新島については、消防署が主体的にあたるものとし、町は、県と連絡 を密にし、県の求めに応じて、必要な資機材等を提供する。詳細は、「第3編 第1部 第5章 第3節 教出 教護活動に準しる。 (6) 応援要請 町は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県及び他の市町村と緊密な連携を関いる進去を持て、必要に応じて、の費は県に対して、自衛隊の派遣要請を行う。自 衛隊派遣要請を行う、自 衛隊派遣要請を行う、自 衛隊派遣を発きについての詳細は、「第3編 第1部 第7章 第3節 自衛隊の派遣 要請・受入れ」に準じる。	2 応急対策 第3節 毒物・劇物災害対策 1 予防対策 2 応急対策 第4節 サリン等による人身被害対策 7 予防対策 【町民生活課】 町は、県や関係機関との連携し、次のような活動を行う。 (1)人身被害の発生に速やかに対応できるよう職員の参集体制を整備する。 2 応急対策 【事務局、税務班、消防組合】 (1)活動方針 サリン等の危険物により、人身被害が発生し、又は発生のおそれがあり、不特定の者、又は多数のものに保健衛生上の危害が生ずるときは、町は、直ちに、その旨を警察署や消防組合に連絡するとともに、県に報告する。 (2)応急措置 (2)応急措置 第1と連絡を密にして、速やかに次の対応を取るものとする。 ①人身被害に関わる建築物、車両、その他の場所への立ち入り禁止 ②被害現場にいるものの退去処分及び避難誘導 3県が教出・教助活動を行うための資機材の提供	稅務課
28	3 32	第3節毒物・劇物の予防対策において、消防署では(2) B 以外の業務は行っていません。(1)と(3)は県で行う業務 です。	見直し楽のとおり修正します。	1 予防対策 【町民生活課、産業観光課、消防署】 消防署は、〜活動を行う。 (1) 毒物や劇物の製造〜公共の安全を確保する。 (2) 町及び警察署と連携して〜防災上の指導にあたる。 (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに〜指導する。	1 予防対策 【消防組合】 (1)消防組合は、~活動を行う。 町及び警察署と連携して~防災上の指導にあたる。 (2)埼玉県は、次のような活動を行う。 ①毒物や劇物の製造~公共の安全を確保する。 ②埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに~指導する。	消防署

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
284		1 予防対策について、説明の内容から産業観光課は該 当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	1 予防対策 【町民生活課、産業観光課、消防署】	1 予防対策 【消防組合】	産業観光課
285	326	2 応急対策計画について、説明の内容から産業観光課 は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	2 応急対策計画 【事務局、産業観光班、消防署】	2 応急対策計画 【消防組合】	産業観光課
286		2 災害現場周辺の住民の避難について、税務班は第2 節にある情報収集にあたるため、対応が困難であるた め、再考願います。	見直し楽のとおり修正します。	2 災害現場周辺の住民の避難 【事務局、税務班】	2 災害現場周辺の住民の避難 【事務局、総務班、消防組合、消防団】	税務課
287	353	7 ライフラインの確保について、説明の内容から企画財 政課は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	7 ライフラインの確保 【企画財政課】	7 ライフラインの確保 【まちづくり建設課】	企画財政課
288	353	第4節 復旧対策について、産業観光班とあるのは、農業 振興担当の業務ということで理解してよいですか。	お見込みのとおりです。			産業観光課
289	355	2 噴火警報・予報、降灰予報について、「(1)噴火警報 (居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)上下(1)噴火警報・予報)に修正し、本文を以下を参 第にして修正してださい。 噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴 石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口 周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほと んどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に 「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示 して発表します。また、噴火警報を解除する場合等には噴 火管水の火山防災協議会で合意された避難計画の避 難開始時期、避難対象地域の股定に基づき、気象庁は噴 火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火 響報・予報を発表して、地元の避難計画と一体的に噴火	ご指摘を踏まえて修正します。	(1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域) 気象庁火山監視・情報センターは、噴火の発生により、居住地域や火口周辺に重 大な影響を及ぼすと予測される場合、予想される影響を御田を明下止て発表する。な お、居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報(居住地 域) 1で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合 の名称は「噴火警報(火口周辺)で、略称は「火口周辺警報」となる、海底火山の周 辺海域に影響が予想される場合の名称は「噴火警報(周辺海域)」である。	(1)噴火警報・予報 噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥 流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的活形が ほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な縮預」(生 命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等に は噴火予報を発表するものとする。	気象庁
290	355	(2) 噴火警戒レベルについては、以下を参考に修正してださい。 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警報・予報を発表します。	ご指摘を踏まえて修正します。	(2) 噴火警戒レベル 火山活動の状況を、対象の範囲や噴火警報レベルにより5段階に区分したもの。 なお、噴火警戒レベルは火山ごとに導入されており、噴火警報、又は噴火予報によ り警戒レベルを発表する。噴火警戒レベルについては、住民や登山者等がかかりや すいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「火口周辺規制」「平常」にキー ワードを付けて警戒を呼びかける。	(2) 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や 住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レ ベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難 開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、 噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するも のとする。	気象庁
291	355 356	11 した貝科(順大言放レベルが建用されている火山・順大 整本レベルが演用されていたい小山) た糸老に修正して	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
292	356	(3)噴火予報については、(1)を噴火警報・予報として修正するため、必要がなくなるため、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			気象庁
293	356	(4)降灰予報の本文にある「噴煙が火口から3,000m以上の高さ、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火等、」を削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			気象庁
294	356	(6)火山現象に関する情報等については、以下を参考に 修正してください。 順火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、 火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象 庁が発表する。		(6)火山現象に関する情報等 頃火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外で、火山活動の状況等としてお 知らせが必要となる情報等については気象庁が発表する。	(6)火山現象に関する情報等について 火山現象に関する情報等については、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予 報以外の火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。	気象庁
295		7 交通ネットワーク、ライフライン等の応急・復旧対策について、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	見直し楽のとおり修正します。	7 交通ネットワーク、ライフライン等の応急・復旧対策 【企画財政課、まちづくり 建設課】	7 交通ネットワーク、ライフライン等の応急・復旧対策 【事務局、総務班、税務 班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】	企画財政課
296	360	9 降灰の処理の(2)降灰の収集において、各家庭では レジ袋に詰めて灰を排出することになっているが、レジ袋 に限定する必要はないのではないでしょうか。	住民の負担軽減のため、レジ袋としたものです。ご指摘を踏まえて、見直し案のとおり修正 します。		(2)降灰の収集 住民は、灰を各家庭にあるレジ袋等に詰めて、指定の集積所に排出する。排出に あたっては、レジ袋を二重にする等、灰がもれないようにする。	久喜宮代衛生組合

		地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等				
整理 番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
297	360	9 降灰の処理の(2)降灰の収集において、灰の処理は 久喜宮代衛生組合の業務と共通性が薄いと思います。こ のため、実施にあたっては、久喜市との足並みを揃えると ともに、前と協議の上実施したいので、以下のとおり修正 をしてください。 (2)降灰の収集 各家庭は、〜レジ袋を二重する等、灰がもれないように する。なお、各家庭から排出された灰の回収については、 助が久喜宮代衛生組合と協議のうえ実施するものとし、 集積所及び出し方を住民に周知する。		(2)降灰の収集 各家庭は、灰を各家庭のにあるレジ袋に詰めて、指定の集積所に排出する。排出 に当たっては、レジ袋を二重する等、灰がもれないようにする。なお、各家庭から排 出された灰の回収については、久喜宮代衛生組合が実施するものとし、久喜宮代衛 生組合は広報等を活用し、あらかじめ指定の集積所への出し方を周知する。	あたっては、レジ袋を二重にする等、灰がもれないようにする。なお、各家庭から排	久喜宮代衛生組合
98	360	「物価の安定、物資の安定供給」とは、具体的に何を実施 することを想定しているのですか。住民等への広報活動 であれば、総務班ではないのでしょうか。	住民や事業者に対しての監視や指導という観点から、見直し案のとおり修正します。	11 物価の安定、物資の安定供給 【企画財政班】	11 物価の安定、物資の安定供給 【総務班】	企画財政課
99	367	宮代町防災会議条例について、委員として久喜宮代衛生 組合が入らなくてよいのでしょうか。	久喜宮代衛生組合及び広域利根斎場組合については、町民生活課が所管となっており、 所管課から必要な情報を提供できることから防災会議のメンバーには含めていないところ です。			税務課
00	367	法令集の法令-1宮代町防災会議条例が最新のものに なっていないと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
01	371	資料-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表について、旧いきがい活動センターを以下の通り修正してください。なお、グラウンドについては、現在、アーチェリー場となっているため、避難場所としての使用はできません。旧しきがい活動センター収容人数 650人電話番号 33-5181 休育館等 1.085㎡ グラウンド 0㎡	ご指摘を踏まえて修正します。			企画財政課
2	374	資料-5 町内診療所一覧表について、平成29年度保健 センターガイドP7(平成29年3月現在)を基に修正してく ださい。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
03	375 ~ 387	資料の時期が古いと思います。	資料については、今回の確認と併せて各課に確認していただいていますので、古いままとなっております。このため、確認後は、平成29年8月末現在の情報となります。			住民課
)4	376 ~ 380	資料-10 宮代町指定給水装置工事事業者一覧表について、最新版に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
05	376 ~ 384	質料-11 呂代町ト水追排水設備指定工事店一覧表に				まちづくり建設課
06	381 ~ 384	資料-11 宮代町下水道排水設備指定工事店一覧表について、最新版に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
)7	385	資料-12 宮代町内LPガス事業者一覧表にある(有)古 沢燃料店について、事業をやめるので削除してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
96	385	資料13 宮代町建設土木事業者協力会一覧表にある 「(株)木下建設」を「(株)木下建設 宮代支店」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
96	386	資料-15 危険物施設一覧表にある(有)古沢燃料店に ついて、事業をやめるので削除してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
ıc	387	資料-16 要配慮者関連施設一覧表について、追加対象 の施設があるので追加をお願いします。	ご指摘を踏まえて修正します。			福祉課
11	その他	学校・地域・指定管理者等への配慮、説明が必要ではないでしょうか。(調整も含む)	学校及び指定管理者について、資料が必要であれば配布させていただきますが、調整に ついては、所管課が把握している必要があると考えるため、原則、所管課対応でお願いし ます。なお、地域については、今後、パブリックコメントにより意見を吸い上げる予定です。			教育推進課
12	その他	宮代特別支援学校との調整については福祉班が中心となると思います。	特別支援学校については、福祉避難所として位置づけられているため、福祉課で対応いた だくことになります。			教育推進課
_			u			

	地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等					資料1	
整理 番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者	
313	その他	今回の確認依頼については、社会福祉協議会にも行って いるのでしょうか。	社会福祉協議会は防災会議の委員であるため、社会福祉協議会にも改訂案の確認をお願いしています。			福祉課	
314		各種取り組みには、担当課が複数記載されているものもありますが、どの課(班)が主体的に動くのか、どの課(班)が当該取り組みの中で、どういう役割を担うのか明確でないと思われるものがあります。こうした役割の明確に向けての調整方針をお示しください。	地域防災計画を改訂した後に作成するマニュアル(避難所運営マニュアル等)作成時に調整を行う予定です。			総務課	
315	その他	今後の計画策定までの庁内調整のスケジュールについて お示しください。	計画策定までのスケジュールは以下のとおり予定しています。 - 改訂案の確認(9月28日) - 第1回防災会議(11月2日) - パブリック・コメント(12月6日~12月26日) - 第2回防災会議(2月頃) - 計画の策定(3月末)			総務課	
316	その他	見直し後の各課の役割分担は調整が必要ですが、その 調整方法をどのように考えているのですか。	現在お願いしている改訂案の確認の中で、各課からの意見と取りまとめる形で調整を考えていますので、担当外と思われる業務がありましたら、確認期限 (9/28)までにご連絡ください。			企画財政課	
317	その他		改訂案におけうる役割分担の調整については、現在お願いしている改訂案の確認の中で 行いますので、担当外と思われる業務がありましたら、確認期限(9/28)までにご連絡くださ い。			企画財政課	
318	その他	宮代町規模で医薬品等の協定の締結が可能な業者があ れば教えてください。	杉戸町では杉戸町薬剤師会と「緊急時における医薬品等の供給に関する協定書」を締結しているようです。また、春日部市でも春日部市薬剤師会と「災害時の薬剤医療教護活動に関する協定」を、東邦薬品 株式会社 春日部営業所と「災害時の医薬品等の供給に関する協定」を締結しているようです。なお、久喜市と白岡市では医薬品等の協定は確認できませんでした。			保健センター	
319		会社名の統一について、正しく表記するか、あるいは用語で定義するのでしょうか。 東武鉄道一東武鉄道(株) NTT東日本一東日本電信電話(株) 東彩ガス一東彩ガス(株)	正しい表記(例. 東武鉄道株式会社)で用語を統一します。			-	
320	その他		資料編については、今回の改訂と併せて各課に見直しを依頼しています。 なお、修正にあたっては、平成29年8月末としたところです。			_	
321	その他	改訂案では以下の文言が混在しているので整理した方が 良いのではないでしょうか。 「または」と「又は」、「および」と「及び」、「あたり」と「当た り」、「もしくは」と「若しくは」	「又は」、「及び」、「あたり」、「もしくは」に統一します。			税務課	
322	その他	「この計画」と「本計画」についても文言の整理が必要と思います。	「この計画」に統一します。			税務課	
323	その他	町組織の「課」は平常時、「班」は災害発生時と分けて表 記していますが、警察や消防は同一表記になっていま す。平常時も災害時も「課」で統一するか、「情報収集班・ 被災者支援班・災害復旧班・物資調達班」等、住民にわ かりやすい名称にするか、どちらかにした方が良いと思い ます。	「課」及び「班」の使い分けについては、現行の地域防災計画を踏まえて、平常時は「課」、 災害対策本部立ち上げ後は「班」としているところです。なお、警察や消防については、町と は別組織のため、名称の変更をしていません。			税務課	
324	その他	久喜宮代衛生組合は、災害時の役割が位置づけられて いますが、防災会議のメンバーには入っていません。役 割が明示されているのであれば、防災機関や防災会議の メンバーに位置づけるべきではないでしょうか。	久喜宮代衛生組合及び広域利根斎場組合については、町民生活課が所管となっており、 所管課から必要な情報を提供できることから防災会議のメンバーには含めていないところ です。			税務課	
325	その他	削除してほしい。また、計画すべての表記についても①~ ③を税務班に統一するとともに、各課で事前登録する情報収集班は廃止し、災害時に税務班長が災害対応で必要となる職員数を要請できる体制にしてもらいたい。な、情報収集班を登録しないことで、全職員が平常時から遺路の陥没や不法投棄、不在情報等を意識し、職員の情	このため、情報収集班については、ご提案にありましたとおり、発災時に税務班長が各班			税務課	

地域防災計画改訂	アタルサナス	好明古话。	う回体体
加现以为没言门田尺	1条に対する	角間垂用へ	.(/)旧合辛

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等					資料1	
整理 番号	頁	質問	見解·対応	改訂案	見直し案	質問者
326	その他	避難所運営班がP118の事務分掌に出ていないので、位置づけが不明瞭だと思います。	見直し案のとおり修正します。	福祉班 健康介護班 教育推進班	福祉班(兼避難所運営班) 健康介護班(兼避難所運営班) 教育推進班(兼避難所運営班)	税務課
327	その他	用語の定義の2 特定の用語が指す内容にある「埼玉東部消防組合(宮代消防を含む)を指す。」は、後に宮代消防署という文言があるので、「埼玉東部消防組合(宮代消防署を含む)を指す。」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
328	用語集	表面雨量指数基準について、以下の通り追加してください。 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。 表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形、勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。	ご指摘を踏まえて追加します。			気象庁
329	用語集	流域雨量指数については、以下の通り修正してください。 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指揮です。 河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに列川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動運動方程式を用いて数値化したものです。	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁